

令和2年度 概算要求主要事項

文部科学省初等中等教育局

目 次

○ 事項別表	1
1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革 のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運 営体制の推進）	7
◆義務教育費国庫負担金	
◆専門スタッフ・外部人材の拡充	
◆学校における働き方改革の推進	
2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進	29
3. 教育課程の充実	34
4. 情報教育・外国語教育の充実	37
5. 道徳教育の充実	46
6. Society5.0に向けた人材育成	48
7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進	52
8. 子供の体験活動の推進	61
9. 幼児教育の振興	64
10. キャリア教育・職業教育の充実	80
11. 学校健康教育の推進	85
12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進	88
13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	92
14. 学校をプラットフォームとした総合的な 子供の貧困対策の推進	102
15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に 関する実証事業	109
16. 高校生等への修学支援等	111
17. 義務教育教科書の無償給与	117

参考：令和2年度東日本大震災復興特別会計概算要求【初等中等教育局関係分】

令和2年度概算要求額事項別表

(初等中等教育局)

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築(チームとしての学校運営体制の推進)	1,533,502,504	1,536,163,153	2,660,649	説明資料1 参照 (1,520,033,000) 1. 義務教育費国庫負担金 1,519,680,000 (13,469,504) 2. 専門スタッフ・外部人材の拡充 16,294,013 (4,738,034) (1) スクールカウンセラーの配置充実【後掲】 5,063,563 (1,721,662) (2) スクールソーシャルワーカーの配置充実【後掲】 1,949,682 (5,521,194) (3) 補習等のための指導員等派遣事業 7,409,480 (3,073,194) ① 学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,648,680 (1,440,000) ② スクール・サポート・スタッフの配置 2,232,000 (1,008,000) ③ 中学校における部活動指導員の配置 1,528,800 (1,480,496) (5) 特別支援教育専門家の配置【後掲】 1,871,288 (8,118) 前年度限りの経費 0 (0) 3. 学校における働き方改革の推進 189,140 (0) (1) 学校における働き方改革推進事業 189,140
	(参考)復興特別会計 1,777,194	1,599,000	△ 178,194	義務教育費国庫負担金
2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進	257,391	39,422,274	39,164,883	説明資料2 参照 (0) 1. GIGAスクールネットワーク構想の実現【新規】 37,473,085 (257,391) 2. 新時代の学びにおける先端技術導入実証事業 1,949,189

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
3. 教育課程の充実	2,542,508	2,715,818	173,310	説明資料3 参照 (199,565) 1. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進 (23,946) 2. 基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実 (69,716) 3. 次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発 (1,916,886) 4. 理数教育の充実のための総合的な支援等 (170,060) 5. 現代的課題に対応した教育の充実等 (139,095) 6. 特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】 (23,240) 7. 幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】 26,317
4. 情報教育・外国語教育の充実	2,093,054	3,673,711	1,580,657	説明資料4 参照 (188,950) 1. 小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業 (13,255) 2. 教育用コンテンツ奨励事業 (257,391) 3. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】 1,949,189 (15,545) 4. 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究 (626,558) 5. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 535,611 (423,794) 6. スーパーグローバルハイスクール 97,250 (113,310) 7. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業【後掲】 250,380 (251,117) 8. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【後掲】 577,052 (181,534) 前年度限りの経費 0

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
5. 道徳教育の充実	4,207,227	4,437,515	230,288	説明資料5 参照 (4,207,227) 1. 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,437,515
6. Society5.0に向けた人材育成	643,418	2,789,621	2,146,203	説明資料6 参照 (257,391) 1. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究 1,949,189 事業【再掲】 (113,310) 2. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) 250,380 コンソーシアム構築支援事業 (251,117) 3. 地域との協働による高等学校教育改革 577,052 推進事業
7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進	6,931,102	7,623,736	692,634	説明資料7 参照 (6,885,319) 1. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,491,602 (6,690,054) (1)外部専門家を活用した教育相談体制の 7,417,258 整備・関係機関との連携強化等 (167,460) (2)いじめ対策・不登校支援等推進事業 44,456 (27,805) (3)有識者会議等開催経費等 29,888 (45,783) 2. 夜間中学の設置促進・充実 132,134
	(参考)復興特別会計 2,378,272	2,219,003	△ 159,269	緊急スクールカウンセラー等活用事業
8. 子供の体験活動の推進	116,725	147,189	30,464	説明資料8 参照 (99,365) 1. 健全育成のための体験活動推進事業 129,362 〔総合教育政策局に計上〕 (17,360) 2. 小・中学校等における起業体験推進事業 17,827 【後掲】

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
9. 幼児教育の振興	18,353,848	34,732,110	16,378,262	説明資料9 参照 (14,115,648) 1. 幼児教育無償化の実施 14,115,648 (342,254) 2. 幼児教育の質の向上 516,462 (147,532) ①幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 225,565 (20,611) ②幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 52,705 (70,493) ③幼稚園の人材確保支援事業 86,361 (27,913) ④幼児教育の質向上のための評価支援事業 30,792 (0) ⑤特別な配慮を必要とする幼児への教育 充実支援事業 40,279 (41,217) ⑥幼児教育の教育課題に対応した指導方法 充実調査研究 41,548 (23,240) ⑦幼稚園教育課程の理解の推進 26,317 (11,248) ⑧ECEC Network事業の参加 12,895 (3,895,946) 3. 幼児教育の環境整備の充実 20,100,000 (3,370,546) (1) 認定こども園等への財政支援 18,600,000 ※予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)を除く (525,400) (2) 私立幼稚園の施設整備の充実 1,500,000 ※予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)を除く
10. キャリア教育・職業教育 の充実	367,355	662,833	295,478	説明資料10 参照 (23,077) 1. 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる 若者を育むキャリア教育推進事業 23,077 (8,443) 2. 地域を担う人材育成のためのキャリア プランニング推進事業 8,443 〔総合教育政策局に計上〕 (84,718) 3. スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 54,261 (251,117) 4. 地域との協働による高等学校教育改革 推進事業【再掲】 577,052
11. 学校健康教育の推進	181,424	209,785	28,361	説明資料11 参照 (74,393) 1. 学校保健推進事業 94,269 (がん教育総合支援事業等) (107,031) 2. 学校給食・食育総合推進事業 115,516

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進	2,498,284	2,772,646	274,362	説明資料12 参照 (36,401) 1. 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等 27,971 (2,331,741) 2. へき地児童生徒援助費等補助金 2,668,501 (130,142) 3. 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 76,174
13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	2,586,073	2,889,928	303,855	説明資料13 参照 (1,795,638) 1. 切れ目ない支援体制整備充実事業【再掲】 2,141,579 (59,376) 2. 学校における医療的ケア実施体制構築事業 31,962 (212,507) 3. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 212,821 (10,115) 4. 学校と福祉機関の連携支援事業 10,116 (0) 5. 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進【新規】 26,645 (139,095) 6. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【再掲】 159,537 (45,446) 7. 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 52,422 (26,024) 8. 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業 42,199 (209,837) 9. 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 209,792 (88,035) 10. 特別支援教育充実事業等 2,855
14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進	2,520,515	2,687,854	167,339	説明資料14 参照 (1,721,662) 1. スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】 1,949,682 (130,142) 2. 高校生等の就職・就学支援等 76,174 (668,711) 3. 要保護児童生徒援助費補助 661,998 (参考) (594,447) 被災児童生徒就学支援等事業 (大規模災害等対応分) 653,128 (参考) 復興特別会計 4,382,179 3,149,849 △ 1,232,330 被災児童生徒就学支援等事業
15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業	995,310	1,226,110	230,800	説明資料15 参照

事 項	前 年 度 予 算 額	令和2年度 要求・要望額	比 較 増 △ 減 額	備 考
16. 高校生等への修学支援等	393,920,851	398,546,898	4,626,047	説明資料16 参照 (370,894,255) 1. 高等学校等就学支援金交付金 370,894,255 (0) 2. 専攻科等の生徒への修学支援 1,625,762 (132,665) 3. 高校等で学び直す者に対する修学支援 789,433 (2,489,830) 4. 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,781,820 (13,425) 5. 公立高等学校授業料不徴収交付金 12,083 (13,930,980) 6. 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 15,430,300 (6,592,361) 7. 高校中途退学の未然防止及び高校中退者 に対する修学支援等による切れ目ない支援 【再掲】 7,802,678
17. 義務教育教科書の無償給与	44,791,302	46,735,317	1,944,015	説明資料17 参照 (44,791,302) 義務教育教科書購入費 46,735,317

1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）

（前年度予算額 1,533,503百万円）
令和2年度要求・要望額 1,536,163百万円
〔参考：復興特別会計 1,599百万円〕

1. 要 旨

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

2. 内 容

◆義務教育費国庫負担金 1,519,680百万円(1,520,033百万円)

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。

- ・加配教職員定数の改善 +85億円（+3,920人）
- ・基礎定数化に伴う定数増 +7億円（+315人）
- ・教職員定数の自然減 ▲49億円（▲2,249人）
- ・教職員配置の見直し ▲43億円（▲2,000人）
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲4億円
- ・教員給与の見直し +1億円

≪教職員定数の改善≫ +4,235人

1. 学校における働き方改革 +3,820人

①教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

○小学校専科指導の充実

- ・小学校英語専科指導のための加配定数 +1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

（※1）専科指導教員の英語力に関する要件

- ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者
- ③CEFR＊ B2相当以上の英語力を有する者

＊外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠

- ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

（注）②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

（※2）より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

- ・義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,090人
専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における教科担任制に先行的に取り組む複数の学校（「学園」）を支援

（※）指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティームティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。（2年間で段階的に実施）

- 中学校における生徒指導や支援体制の強化 + 670人
中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

②学校運営体制の強化

- ・学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） + 30人
- ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 + 30人

2. 複雑化・困難化する教育課題への対応【再掲を除く】 + 415人

- ・教育課題への対応のための基礎定数化関連 + 315人
（平成29年3月義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

・通級による指導	+ 426人	・日本語指導	+ 79人
・初任者研修	+ 39人	・自然減等	▲229人
- ・いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 + 670人【再掲】
- ・貧困等に起因する学力課題の解消 + 50人
- ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等） + 20人
- ・統合校・小規模校への支援 + 30人

《教員給与の見直し》

- ・管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）

（参考：復興特別会計）

被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数（711人）を別途要求。

1,599百万円（1,777百万円）

◆専門スタッフ・外部人材の拡充

○スクールカウンセラーの配置充実【後掲】〔補助率 1 / 3〕

5,064百万円（4,738百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置（27,500校）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（500校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（67人） 等

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【後掲】〔補助率 1 / 3〕

1,950百万円（1,722百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（500校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（67人） 等

○補習等のための指導員等派遣事業〔補助率 1 / 3〕

7,409百万円（5,521百万円）

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

（１）学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,649百万円（3,073百万円）

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。（7,700人→9,100人）

- ・想定人材：当該分野に知見のある人材（退職教職員や教師志望の大学生など）
 - ・実施主体：都道府県・指定都市
 - ・負担割合：国 1 / 3，都道府県・指定都市 2 / 3
- 《具体例》

- ・補習や発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・地域の教育資源を活用した学習活動の支援（総合的な学習の時間の学校外学習）
- ・不登校・中途退学への対応、いじめへの対応
- ・キャリア教育支援、就職支援
- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

(2) スクール・サポート・スタッフの配置

2,232百万円(1,440百万円)

教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。(3,600人→5,400人)

- ・ 想定人材：地域の人材（卒業生の保護者など）
- ・ 実施主体：都道府県・指定都市
- ・ 負担割合：国 1 / 3, 都道府県・指定都市 2 / 3

※教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

(3) 中学校における部活動指導員の配置

1,529百万円(1,008百万円)

- ・ 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員※の配置を支援。

(9,000人→12,000人)

※ 学校教育法施行規則第78条の2に該当する部活動指導員

- ・ 広域的に人材確保をするための交通費を支援【新規】(6,000人分)

- ・ 想定人材：指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
- ・ 実施主体：学校設置者(主に市町村)
- ・ 負担割合：国 1 / 3, 都道府県 1 / 3, 市町村 1 / 3
(指定都市にあつては国 1 / 3, 指定都市 2 / 3)

※ スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※ 支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

○特別支援教育専門家の配置（切れ目ない支援体制整備充実事業の内数）

〔補助率 1 / 3〕【後掲】

1,871百万円(1,480百万円)

〔補助事業者：都道府県、市区町村、学校法人〕

- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒のための看護師や特別支援学校の専門性を向上するための外部専門家（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）の配置(3,382人)

《関連施策》

- ・ 学校司書養成講習会
- ・ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

◆学校における働き方改革の推進

○学校における働き方改革推進事業

189百万円（ 新規 ）

- 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析
- ・市町村別公表等や、これまでの業務改善の取組事例や全国から集めた優良事例の展開を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。
 - ・教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査・分析等
 - ・優良事例展開（優良事例アーカイブサイトの構築・働き方改革フォーラムの実施）

《関連施策》

- ・地域と学校の連携・協働体制構築事業

義務教育諸学校等の体制の充実(チームとしての学校)及び学校と地域との連携・協働体制の構築を図るための関連予算 (令和2年度概算要求)

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実や、学校と地域との連携・協働体制の構築を図ることにより、学校における働き方改革を進めるとともに、複雑化・多様化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定)
： 令和2年度要求 **4,235人の定数改善(義務教育費国庫負担金)**

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革
(教職員配置の見直し ▲2,000人)

- 加配定数の改善：3,920人増 ○基礎定数の改善：315人増
 - 学校における働き方改革
 - ・義務教育9年間を見通した指導体制支援(小学校英語専科指導、教科担任制の先行的取組)
 - ・中学校における学びや生活に関する課題への対応
 - ・学校総務・財務業務の軽減による学校の運営体制の強化(事務職員)
 - ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化
 - 複雑化・困難化する教育課題への対応
 - ・平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連(通級による指導、日本語指導、初任者研修)の定数の増減
 - ・12 貧困等に起因する学力課題の解消
 - ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等)
 - ・統合校・小規模校への支援



③ サポートスタッフ：学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクール・サポート・スタッフの配置 令和2年度要求・要望額：22億円(8億円増)
○配置人数 5,400人 (主な業務内容)・学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応 (+1,800人)

中学校における部活動指導員の配置 令和2年度要求・要望額：15億円(5億円増)
○配置人数 12,000人 (主な業務内容)・部活動の実技指導や学校外での活動(大会・練習試合等)への引率 (+3,000人)

学校と地域との連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 令和2年度要求・要望額：83億円(24億円増)

- ・保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会の設置・促進、及び持続可能な推進体制の構築
- ・地域学校協働活動推進員等の配置と組織的に継続できる「地域学校協働本部」の整備(地域学校協働本部：7,000本部→8,000本部)
- ・様々な地域学校協働活動のうち、登下校や休み時間における対応など学校における働き方改革を踏まえた取組と地域における学習支援等に対して重点的に支援



学校と地域が対等な立場で話し合い、役割分担を見直し、互いに連携・協働する体制を構築。

- ・教師を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上。
- ・校長のリーダーシップの下、教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担。
- ・併せて、平成31年1月にとりまとめられた学校における働き方改革に関する中央教育審議会答申を踏まえ、業務改善を一層徹底。
- ・これらにより、学校における働き方改革を進め、教師は授業など子供への指導に一層専念。

② 資格等を有する専門スタッフ：学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクールカウンセラー 令和2年度要求・要望額：51億円(3.3億円増)
○全公立小中学校への配置：27,500校
○貧困対策のための重点配置：1,400校
○虐待対策のための重点配置【新規】：1,000校
○いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】：500校
○質向上のためのスーパーバイザーの配置【新規】：67人
(主な業務内容)・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
・事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア等



スクールソーシャルワーカー 令和2年度要求・要望額：19億円(2.3億円増)

○全中学校区への配置：10,000中学校区
○貧困対策のための重点配置：1,400校
○虐待対策のための重点配置【新規】：1,000校
○いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】：500校
○質向上のためのスーパーバイザーの配置：47人→67人
(主な業務内容)・福祉関係の関係機関・団体とのネットワーク構築、連携・調整等
・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供等

特別支援教育専門家等 令和2年度要求・要望額：214億円の内数(17.9億円の内数)

○切れ目ない支援体制整備充実事業
・医療的ケアのための看護師：1,800人→2,247人
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家：348人→1,135人

学校教育活動支援 令和2年度要求・要望額：37億円(6億円増)
○配置人数 9,100人 (主な業務内容)・児童生徒の学習サポート、専門性を持った外部講師による出前授業等 (+1,400人)

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の ための指導・運営体制の構築

令和2年度要求・要望額

1兆5,197億円

(前年度予算額 1兆5,200億円)

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数+4,235人を要求。

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現

・加配教職員定数の改善	+85億円 (+3,920人)	・基礎定数化に伴う定数増	+7億円 (+315人)	計	対前年度	▲3億円
・教職員定数の自然減	▲49億円 (▲2,249人)	・教職員配置の見直し	▲43億円 (▲2,000人)			
・教職員の若返り等による給与減	▲4億円	・教員給与の見直し	+1億円			

教職員定数の改善(a)	3,920人
基礎定数化に伴う定数増(b)	315人
定数増計(c=a+b)	4,235人
教職員定数の自然減(d)	▲2,249人
教職員配置の見直し(e)	▲2,000人
定数減計(f=d+e)	▲4,249人
計(g=c+f)	▲14人

学校における働き方改革

計 +3,820人

複雑化・困難化する教育課題への対応

(再掲除く) 計 +415人

加配定数 +3,920人

教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

◆小学校専科指導の充実

+3,090人

・小学校英語専科指導のための加配定数

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

- (※1) 専科指導教員の英語力に関する要件①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、
②2年以上の外国語指導助手(ALT)の経験者、③CEFR[※] B2相当以上の英語力を有する者、
④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した
海外留学・勤務経験のある者

*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠

(注)：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの
免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

(※2) より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあつては一定以上の英語力
(CEFR B2相当以上等)を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員
加配の仕組みを構築。

+1,000人

・義務教育9年間を見通した指導体制への支援

+2,090人

専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校
高学年における教科担任制に先行的に取り組む複数の学校(「学園」)を支援。

(※) 指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティームティーチング6,800人のうち
算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった
専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の
観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。(2年間で段階的に実施)

◆中学校における生徒指導や支援体制の強化

+ 670人

中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

学校運営体制の強化

◆学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)

+ 30人

◆主幹教諭の配置充実に伴う学校マネジメント機能強化

+ 30人

基礎定数 +315人

教育課題への対応のための基礎定数化関連

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

+315人

◆発達障害などの障害を持つ児童生徒への通級指導の充実

+426人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実

+79人

+39人

◆初任者研修体制の充実

※基礎定数化に伴う定数減等

▲229人

◆いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化

(再掲) +670人

+50人

◆「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制

+20人

の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等)

+30人

◆統合校・小規模校への支援

給与関係

管理職手当の改善 (校長、副校長・教頭の支給率改善)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数(711人)1
を別途要求(16億円)【復興特別会計】

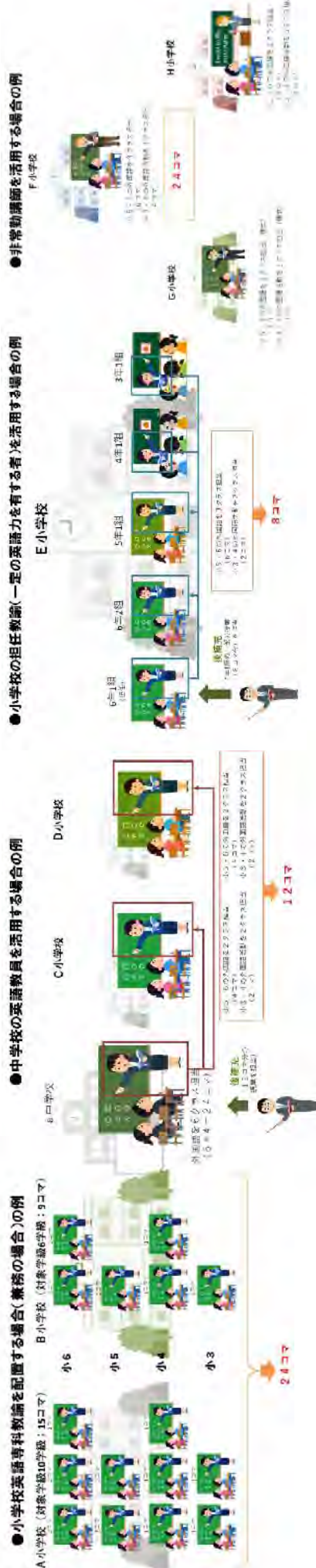
小学校英語専科指導のための加配定数

●小学校英語教育の早期化・教科化に伴う授業時数増（小3～6：週1コマ相当）に対応するとともに、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

【H30年度 + 1,000人 R1年度 + 1,000人 R2年度 + 1,000人（要求） 合計 + 3,000人】

- ※1 専科指導教員の英語力に関する要件 ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者、③CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
- （注）：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者には特別免許状を授与することが必要。
- ※2 より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

小学校英語専科指導のための加配定数の活用の例



業務の役割分担や授業時数の適正化等

○ 5 学級以下の小規模校については、学校や教師の業務の役割分担や適正化を実施、また他の加配定数を活用。

○ 標準授業時数を上回る授業計画を実施している学校における教師の指導体制等を踏まえた授業時数の適正化。

- ※ 標準授業時数を上回る授業計画が88単位時間（週当たり2.5コマ）未満の学校の割合：約76%
- ※ 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（H31.3.29通知）において、教育課程の編成・実施に当たったの留意事項（指導体制に見合った授業時数の設定等）を示している。

○ 実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実を図る観点から、「総合的な学習の時間」の4分の1程度まで、学校外の学習活動を教師の立ち合いや引率を伴わずに実施することが可能。

- ※ 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（H31.3.29通知）において留意事項等を示している。

なお、総合的な学習の時間の学校の学習活動を計画実施する際、必要に応じて「補習等のための指導員等派遣事業」（補助率1/3）を活用することで教師の負担軽減を可能とする。

（活用例）①担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替をする非常勤講師を配置、②地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用

義務教育9年間を見通した指導体制への支援

● 小学校では、4割の学校が算数の授業においてティームティーチング（以下「TTT」という。）を実施しており、そのほか1～2割の学校が高学年の体育や理科の授業においてTTTを実施している。一方で、体育や理科では専科指導も行われる傾向にある。また、平成31年1月25日の中教審答申において、これまでの加配定数について「教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない」と指摘されたほか、現在、中教審において「小学校における教科担任制の導入」についての検討が進められている。

以上の点を踏まえ、指導方法工夫改善定数は令和元年度で3.3万人であるが、小学校のTTTで活用することとしている6,800人のうち、算数での活用が見込まれる4割を除く4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直し、小学校の専科指導^(※1)に積極的に取り組む学校を支援^(※)する。
(2年間で段階的に実施)

【2年間（R2～R3）の支援等：	4,000人	R2年度要求	2,000人】
（教員配置の見直し：▲4,000人	R2年度要求	▲2,000人）	

(※) 各都道府県・指定都市において、授業負担軽減の観点から、例えば学校規模に比べて専科教員の配置が少ない学校（11学級から14学級、あるいは19学級から23学級規模の小学校）において、専科指導に積極的に取り組む学校を支援。その際、「小学校英語専科指導のための加配定数」と併せて活用することで、学校の働き方改革に資する効果的な取組を実施することが可能。

● さらに、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における教科担任制^(※2)に先行的に取り組む複数の学校（以下「学園」という。）を支援する。

【2年間（R2～R3）の支援：268人（134学園[67都道府県・指定都市×2学園]×2人）、R2年度要求 90人（45学園^(※※)×2人）】

(※※) 新規の取組であり、徐々に取組が広がることが想定して、初年度は2年間の支援対象134学園のうち、1／3に当たる45学園を支援。

● なお、新しい時代を見据えた学校教育の実現のための教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討を中教審において深めていただき、義務教育9年間で、学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置、教員免許制度の在り方を含め、持続可能な学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実に今後さらに取り組むこととしている。

(※1)「小学校の専科指導」とは、小学校において、学級担任制を前提として、体育や理科など一部の教科を専門に担当する学級担任以外の教師が授業を行うもの。

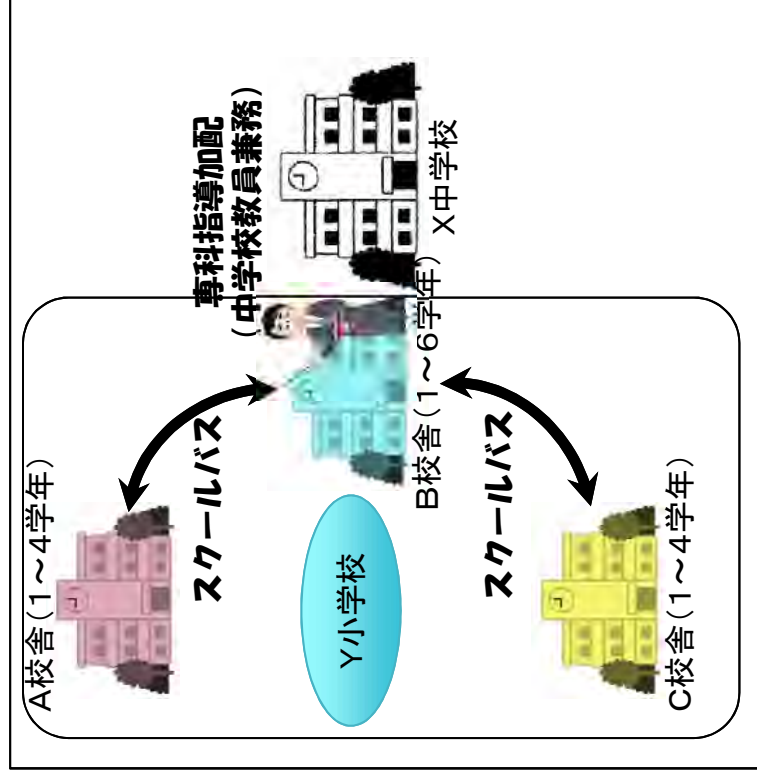
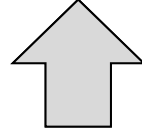
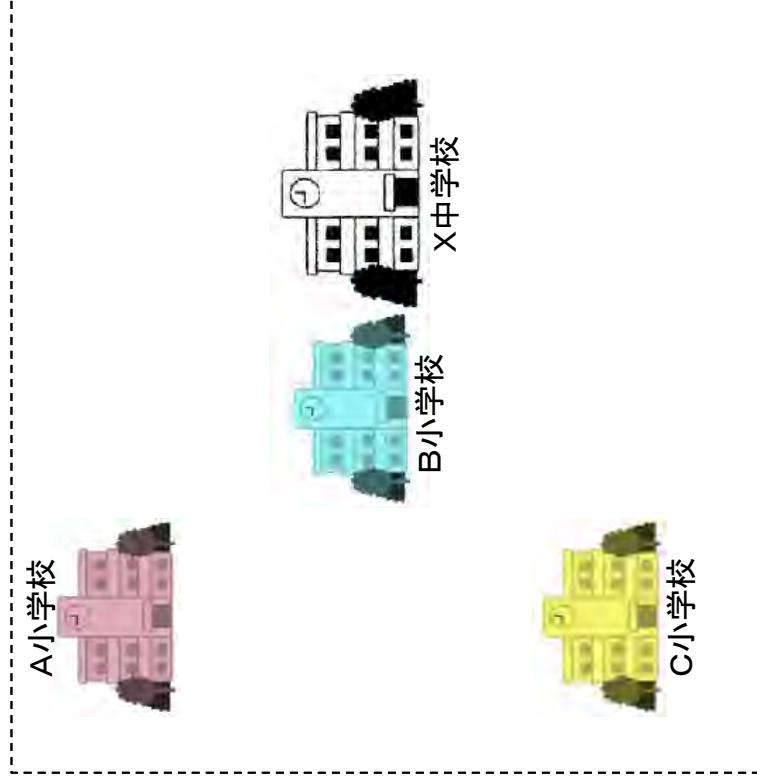
(※2)「小学校高学年における教科担任制」とは、小学校高学年における専科指導の取組を拡大し、例えば、中学校の教師や中学校の免許状を有する非常勤講師を活用しながら、ほとんどの教科において、教科を専門に担当する教師が授業を行うもので、中学校の教科担任制のようなもの。
(公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査における「教科等の担任」の定義とは必ずしも一致しない。)

子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年における教科担任制に先行的に取り組む学校への支援

該当する学校群の要件

- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における教科担任制を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例



支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助（補助率1/3）

＜加配＞小学校高学年の教科担任制に先行的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。【R2年度要求 90人（45学園×2人）】

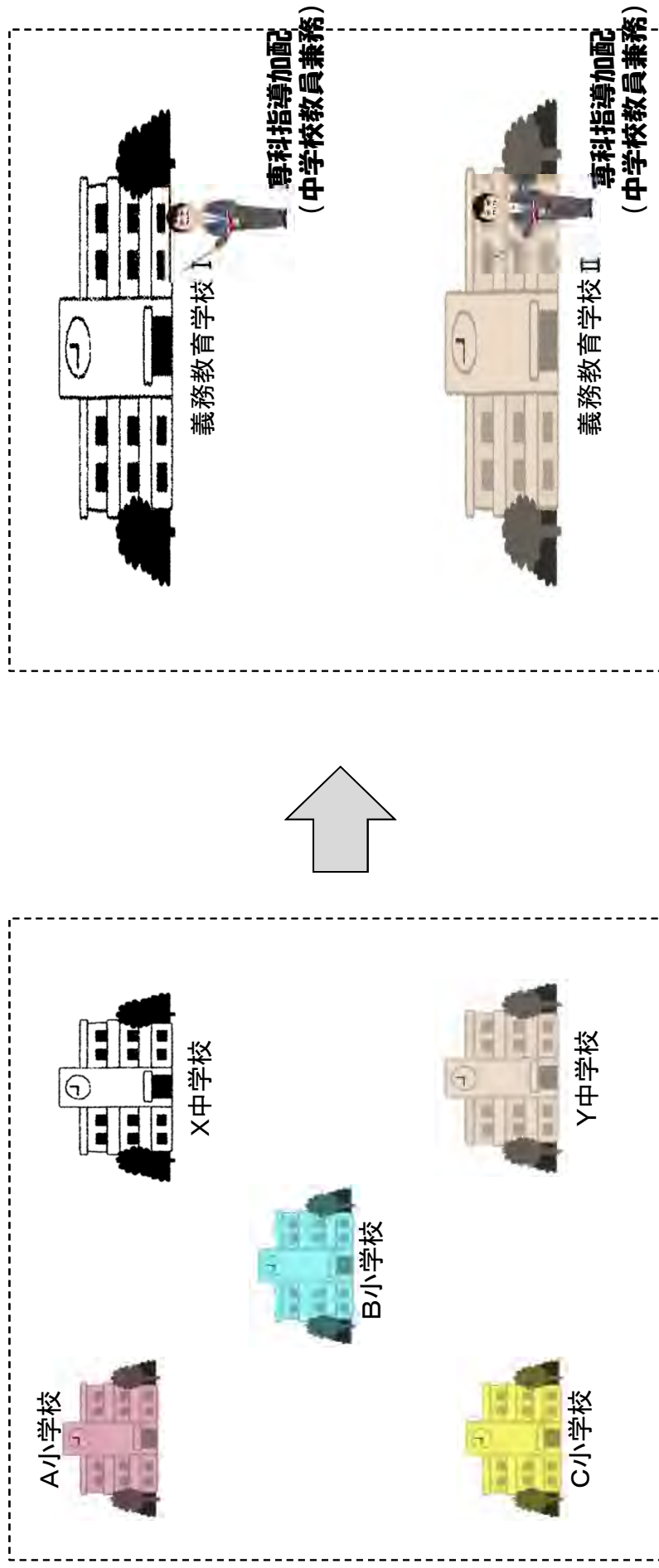
※ 左記の要件を満たす学園運営を目指すことを教育委員会の文書で決定している場合には、**学園運営を開始する年度の2年前の年度以降**、主幹教諭や教務主任等が新たな学園における特色あるカリキュラム作りに当たるため、授業代替をする**児童生徒支援加配として措置することとも可能とする。**（例えばR4年度から**学園運営を実施予定の場合にはR2年度から加配を活用可。**）

＜スクールバス＞学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。

【R2年度要求 1.2億円（23学園×1千万円×1/2）】

※申請する学園数が予定数を上回る場合には、有識者による審査を行う。

【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年に教科担任制を導入する例



●平成31年1月25日の中央教育審議会答申における指摘

- ・勤務の長時間化の現状と要因の一つとして、「小・中学校とともに「授業」に従事する時間が増加していることから、総授業時数を増加させた平成20年の学習指導要領改訂以降、現在まで19,286 人分の定数改善が図られているが、これらはよりきめ細かな指導等を行うことを目的として配置されたものであり、教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない。」とされている。

- ・学校の指導体制・運営体制の強化・充実に關しては、「今後の少子化の進展や地方自治制度の改革、技術の革新を伴う社会構造の変化を踏まえつつ、一人一人の子供への教育の質を高める観点から今後の学校の在り方の変化を検討する中で、教職員定数やいわゆる加配教職員の活用の方法、子供の発達段階に応じた学校や指導体制の在り方といった点について、検討していくことが重要」とされている。

●新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問)(概要)(平成31年4月17日)(抜粋)

1. 新時代に対応した義務教育の在り方
 - 基礎的読解力などの基礎的な学力の確実な定着に向けた方策
 - 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
 - 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等
 - 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
 - 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
 - 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方

小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書写 を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

※母数は全小学校等の数

*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)

- ・教員の得意分野を生かして実施するもの。

- (例) あるクラスの担任を持ちながら、得意分野では他のクラスの授業も受け持つ場合。

- ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

- (例) 地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

- ・非常勤講師が実施するもの。

- (例) 音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。

*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典：平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

小学校等における複数の教師が協力して行う指導(TT)の実施状況【平成30年度計画】

●複数の教師が協力して行う指導(TT)を実施している小学校等の割合 78.3%

●複数の教師が協力して行う指導(TT)を実施している学年・教科等

	国語	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動	総合的 な学習 の時間	その他
第1学年	13.3%		27.7%	13.6%		10.6%	7.4%		20.7%			3.8%
第2学年	10.8%		30.5%	12.3%		9.9%	6.3%		19.4%			3.6%
第3学年	10.7%	4.8%	42.3%		7.1%	9.0%	5.3%		18.2%	12.9%	10.4%	2.9%
第4学年	9.3%	4.1%	45.4%		8.3%	9.2%	4.8%		17.6%	12.8%	10.1%	2.7%
第5学年	8.3%	3.5%	46.4%		10.1%	9.2%	4.3%	7.9%	17.0%	15.5%	9.9%	2.6%
第6学年	7.7%	3.3%	43.5%		10.3%	9.2%	4.1%	7.5%	17.0%	15.6%	9.8%	2.5%

●複数の教師が協力して行う指導(TT)の内容

(複数回答)

補足的な学習を取り入 れた指導を実施	発展的な学習を取り入 れた指導を実施	課題別、興味・関心別 の指導を実施	その他
70.3%	25.8%	15.2%	5.8%

(※)複数の教師が協力して行う指導(TT)

例えば、①1学級を単位とし、学習集団を分けずに複数の教師が協力して指導する場合、②1学級内又は学級単位を超えて学習集団を編成し、全部又は一部の学習集団に対して複数の教師が協力して指導する場合など、1学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導する場合をすべて含む。また、年間を通して実施するものだけでなく、特定の単元や特定の時期のみ実施するものも含む。なお、ここでの教師とは、教員免許を保有する教師を指し、ALT、外部人材等は除く。

(※)母数は全小学校等の数。

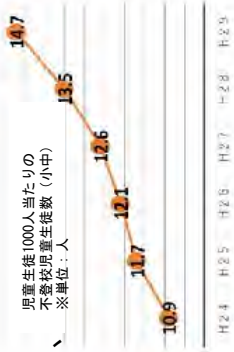
(出典：平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円
(前年度予算額 6,460百万円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業	
令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)	
補助率：1／3 補助対象：都道府県・政令市	
求められる能力・資格	児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等） ⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）
予算措置済み	全公立小中学校に対する配置（27,500校）
新規・拡充事項	いじめ 不登校 ➤ <u>いじめ・不登校対策</u> のための重点配置：500校 ※ 不登校特例校や夜間中学への配置を含む ※ 教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）
	虐待 貧困 ➤ <u>虐待対策</u> のための重点配置：1,000校 ※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）
	質の向上 ➤ <u>スーパーバイザー</u> の配置：67人

スクールソーシャルワーカー活用事業	
令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)	
補助率：1／3 補助対象：都道府県・政令市・中核市	
求められる能力・資格	福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等） ⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）
予算措置済み	全中学校区に対する配置（10,000中学校区）
新規・拡充事項	いじめ 不登校 ➤ <u>いじめ・不登校対策</u> のための重点配置：500校 ※ 不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➤ <u>教育支援センター</u> の機能強化：250箇所
	虐待 貧困 ➤ <u>虐待対策</u> のための重点配置：1,000校 ※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）
	質の向上 ➤ <u>スーパーバイザー</u> の配置：67人（←47人）

補習等のための指導員等派遣事業

令和2年度要求・要望額 74億円
(前年度予算額 55億円)

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ（非常勤）の配置に要する費用の1/3以内を補助

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、「学校教育活動の充実」と「働き方改革」を実現

学力向上を目的とした学校教育活動支援

事業内容
● 児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

事業内容
● 教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

要求額：36億円（+6億円）
人数：9,100人（+1,400人）

要求額：22億円（+8億円）
人数：5,400人（+1,800人）

拡充
● 児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

拡充
● 教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

児童生徒の学習サポート

● 補習や発展的な学習への対応
● 外国人児童生徒等の学力向上への取組
● 地域の教育資源を活用した学習活動の支援（総合的な学習の時間の学校外学習）

想定人材
地域の人材（卒業生の保護者など）

実施主体
都道府県・指定都市

負担割合
国1/3
都道府県・指定都市2/3



※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。
※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を支援

進路指導・キャリア教育

● キャリア教育支援
● 就職支援

事業内容

拡充

新規

要求額：15億円（+5億円）
人数：12,000人（+3,000人）

● 校長経験者による若手教員への授業指導
● 子供の体験活動の実施への支援

事業内容

拡充

新規

● 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への部活動指導員の配置を支援
● 学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「交通費」を支援

想定人材

当該分野に知見のある人材（退職教職員や教師志望の大学生など）

想定人材

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

実施主体

学校設置者（主に市町村）

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3、都道府県・指定都市2/3

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

負担割合

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
(指定都市：国1/3、指定都市2/3)

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。
※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

中学校における部活動指導員の配置

要求額：15億円（+5億円）
人数：12,000人（+3,000人）



● 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への部活動指導員の配置を支援
● 学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「交通費」を支援

学力向上を目的とした学校教育活動支援

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度要求・要望額 36億円
(前年度予算額 31億円)

事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援
(7,700人→**9,100人**に拡充)

(例)

児童生徒の学習サポート

- ・補習や発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・地域の教育資源を活用した学習活動の支援 (総合的な学習の時間の学校外学習)

学校生活適応への支援

- ・不登校・中途退学への対応
- ・いじめへの対応

進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援
- ・就職支援

教師の指導力向上等

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材 (退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

都道府県・指定都市 国1/3 都道府県・指定都市2/3

負担割合

補助対象経費

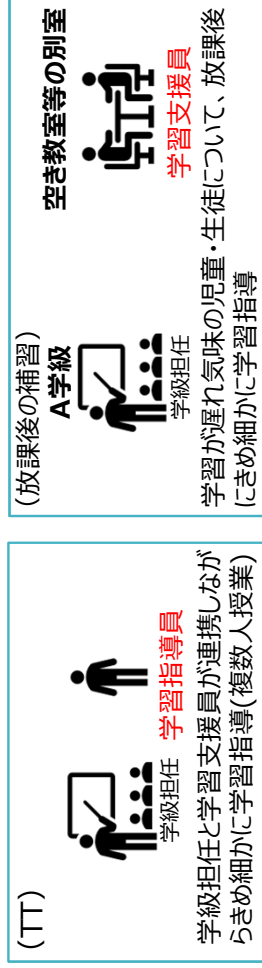
報酬、諸謝金、交通費・旅費、補助金・委託費 等

活用イメージ

1

学力向上のための学習支援

TT (チームティーチング) や放課後の補習等、きめ細かな学習指導により児童生徒の学力向上を支援



2

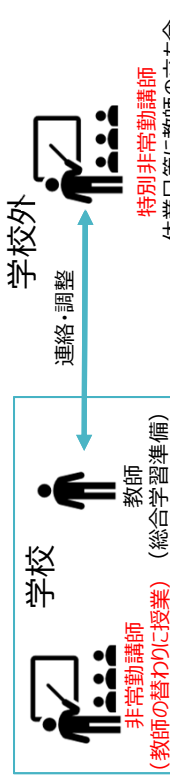
専門性を持った外部講師の活用

- ・地域の教育資源の活用等による体験活動や専門家による出前授業等を通じた多様な学習活動の充実
- ・英語の授業等における英語が堪能な地域人材等の活用

3

「総合的な学習の時間」の学校外学習

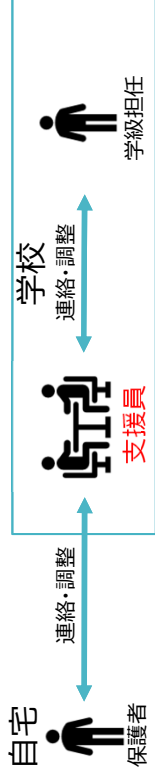
担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替する非常勤講師の配置や、地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用



4

不登校児童生徒への支援

- ・家庭連絡や家庭訪問等のきめ細かい対応を通じ、継続的に児童生徒と関わることで、不登校児童生徒を支援
- ・学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への別室での指導



スクール・サポート・スタッフの配置 (補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度要求・要望額 22億円
(前年度予算額 14億円)

背景

教員の勤務時間が長時間化

(教諭の1週間当たりの学内総勤務時間(持ち帰り時間は含まない))

【小学校】53時間16分(H18) → 57時間29分(H28)

【中学校】58時間06分(H18) → 63時間20分(H28)

※平成28年度教員勤務実態調査



教師でなければできない業務に注力できるよう、
スクール・サポート・スタッフの配置に要する費用の
1/3以内を補助 (H30年度～)

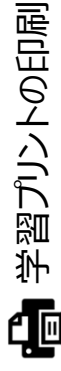
事業内容

教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを行って行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材 地域の人材 (卒業生の保護者など)

(3,600人 → **5,400人**に拡充)

用務例



学習プリントの印刷



家庭への配布文書の印刷・仕分け



採点業務の補助



来客対応や電話対応



学校行事や式典等の準備補助

配置効果

- スクール・サポート・スタッフの配置による教員一人あたりの総勤務時間の変化 **週▲1時間28分** (前年度比)
- 明らかに教材研究、生徒指導など教員の本務に割くことのできる時間が増えている。
- 印刷等を行っていた放課後の時間を有効活用でき、これまでより早く退校できている。
- 分業することで、教材やプリント作成等に計画的に取り組むようになった。

(平成30年度 文部科学省調べ)



実施主体 都道府県・指定都市

負担割合 国1/3 都道府県・指定都市2/3

補助対象経費

報酬、期末手当、補助金・委託費 等

※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を新たに要求

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

中学校における部活動指導員の配置 (補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度要求・要望額 15億円
(前年度予算額 10億円)

背景

- 中学校における教員の部活動時間の増加
 - 「保健体育担当ではなく、かつ、担当している部活動の競技経験がない教員の割合は、**45.9%** (中学校)
- (出典) 日本体育協会 学校運動部指導者の実態に関する調査 (平成26年7月)

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動指導員を制度化(H29.4.1施行)
- **部活動指導員の配置に要する費用の1/3以内を補助**(H30年度～)

部活動指導員の職務

- 実技指導
- 学校外での活動 (大会・練習試合等) への引率
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導 等



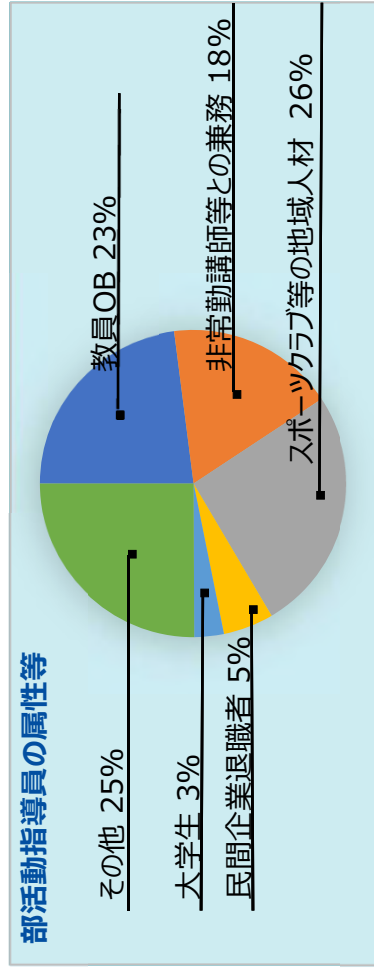
事業内容

拡充 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への
新規 部活動指導員の配置を支援 (9,000人→**12,000人**に拡充)
 学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「**交通費**」を支援



想定人材

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材



※国の補助金により配置している部活動指導員の配置実績 (令和元年6月現在)

配置効果

- 顧問の部活動指導時間の短縮による負担軽減
- 競技経験がない顧問の精神的負担の軽減
- 専門的指導による生徒の技能向上

人材確保の工夫 (例)

- 「人材バンク」を設け、域内幅広く人材を確保
- 大学と連携し、大学生の部活動指導員を確保



実施主体

学校設置者 (主に市町村) ※公立高等学校等については、地方財政措置にて配置を支援

負担割合

国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 (指定都市: 国1/3 指定都市2/3)

補助対象経費

報酬、交通費、補助金 等 ※「交通費」を新たに要求

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援。
 ※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分。

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度要求・要望額 2,142百万円
(前年度予算額 1,796百万円)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進する必要がある。
特別の支援を要する子供に対して、就学・進級・進学・就労の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等が求められる。

【文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針】

自治体等における取組を促進するため、これらに必要な経費の一部を補助

国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】 (1,800人→2,247人)

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加している。

このことから、自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を特別支援学校のほか、幼稚園、小・中・高等学校等へ配置したり、校外学習や登下校時における送迎車両へ同乗させたりするために必要な経費の一部を補助する。

また、都道府県が指導的な立場となる看護師を配置するために要する経費についても補助対象とする。

② 外部専門家【拡充】 (348人→1,135人)

地域において特別支援教育の更なる推進を図るには、特別支援学校がその専門性を高めて地域の中核的な役割を担い、小・中学校等を積極的に支援していくことが求められる。

このことから、自治体等が、特別支援学校の専門性の向上を図るため、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)や手話通訳士などの外部人材を特別支援学校に配置するために必要な経費の一部を補助する。

また、地理的な要因により特別支援学校からの支援を受けることが困難な小・中学校等に限り、ST等の外部専門家の配置・活用も可能とする。

学校における働き方改革推進事業

令和2年度要求・要望額 189百万円（新規）

教育委員会における学校の働き方改革推進のための取組状況の調査実施・分析・市町村別公表等や、これまでの業務改善の取組事例や全国から集めた優良事例の展開を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。

働き方改革の自走サイクルの構築へ

調査実施・分析（500万円）

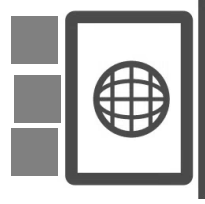


教育委員会における学校の働き方改革のための取組の実施状況について調査を実施・分析し、都道府県・市町村別に公表



学校の取組の優良事例収集や教育委員会の効果的な取組の現地取材・分析を実施

優良事例展開



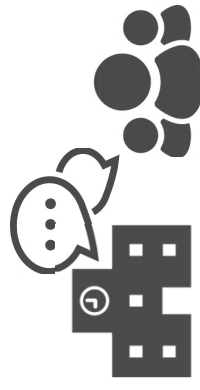
優良事例アーカイブサイト構築（1.48億円）
業務改善加速事業（H29-R1実施）の各自治体の取組や教育委員会や学校における優良事例にいつでも・誰でもアクセスできる環境を実現。



働き方改革フォーラムの実施（3600万円）
効果的な優良事例の実現方法等を掘り下げ全国に展開。インターネット同時中継等を通じた遠隔参加を実現し、新たな研修スタイルのモデルケースとして発信。



教育委員会や学校における取組の実践へ



業務改善アドバイザーからの助言

I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実



● 学校の指導体制の充実—教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上—

▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援（小学校英語専科指導、教科担任制の先行的取組）

※ 小学校における質の高い英語専科指導教員の配置充実（+1,000人）、学校における働き方改革の観点から、小学校のチームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に見直した上で（▲2,000人）、教科担任制の先行的取組等への支援（+2,090人）

・・・ +3,090人

▶ 中学校における学びや生活に関する課題への対応

・・・ +670人

● 学校の運営体制の強化—校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減—

▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）

・・・ +30人

▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

・・・ +30人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+4,235人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



● スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実 ・・・ 70億円

【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】

【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】

● スクール・サポート・スタッフの配置を支援

・・・ 22億円【5,400人(+1,800人)】

※ 学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応等、教師の業務をサポート

● 中学校における部活動指導員の配置を支援

・・・ 15億円【12,000人(+3,000人)】

● 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置を支援 ・・・ 2億円【3,100校】

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



● 学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析、優良事例の展開

・・・ 1.9億円

● スクールガード・リーダーの助言に基づき、地域ぐるみで見守り活動を行う体制を整備

・・・ 4.2億円

● 学校と地域それぞれの適切な役割分担を検討するため、地域と学校の連携・協働体制を構築

・・・ 83億円

2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進

(前年度予算額 257百万円)
令和2年度概算要求・要望額 39,422百万円

1. 要 旨

教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用には大きな可能性があり、Society5.0時代の「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」などを踏まえ、以下の取組を実施。

2. 内 容

- **GIGAスクールネットワーク構想の実現** 37,473百万円(新規)
遠隔教育をはじめ様々な先端技術の活用や教育ビッグデータの収集・分析など、Society5.0時代の学びの実現に必要な児童生徒一人一台環境に対応した高速かつ大容量の通信環境の遅れが危機的な状況であることから、全国の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の全ての児童生徒が地域の格差なくこれら新時代の学びを享受できるよう、外部から学校内すべての教室までの高速かつ大容量な通信ネットワークの整備を推進する。
- **新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業** 1,949百万円(257百万円)
Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠であることから、それらの導入促進に向けて、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。
 - (1) **学校における先端技術の活用に関する実証事業** 199百万円(257百万円)
「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行う。
 - (2) **遠隔教育システム導入実証研究事業** 106百万円(新規)
多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。
 - (3) **新時代の学校におけるICT環境実証研究事業** 765百万円(新規)
児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等、新時代の学校におけるICT環境の構築方法や、その効果的な教育の在り方についての実証を行う。
 - (4) **初等中等教育段階でのSINET活用に関する実証研究事業** 648百万円(新規)
初等中等教育におけるSINETの円滑な導入や効果的な活用に向けて、ネットワークの物理的な構築やセキュリティ対策、運用体制などを含め、技術的

な検討を行うとともに、トライアル実施校による実証を行う。

(5) ICT活用アドバイザー事業

232百万円(新 規)

自治体による学校のICT環境整備・活用を技術的に支援することで環境整備を加速するため、文部科学省が委嘱するアドバイザーにより、最新技術を反映した端末や通信ネットワーク等の検討整理、自治体担当者等を対象とした説明会の開催、自治体の要請に応じた派遣や常時相談体制の整備、遠隔教育を実施する際の接続先のマッチングや指導面・技術面のアドバイス、SINETへの接続に関する検討等を行う。

GIGAスクールネットワーク構想の実現

<Global and Innovation Gateway for ALL>

令和2年度要求・要望額 37,473百万円
(新規)

- ✓ 教師の経験知と科学的視点とを掛け合わせ、子供の生活や学びにわたる課題(貧困、虐待等)を早期に発見し、外国人児童生徒等を含めたすべての子供たちが安心して学べ、基礎的学力を確実に身に付けることができるようにケアする(誰一人取り残さない教育)とともに、特異な資質・能力を見出し、大学や研究機関などでの学びの機会につなげる仕組み(特異な能力を持つすべての子供に公正にチャンスを提供する教育)を確立
- ✓ 各学校が客観的なデータに基づいて、校務の効率化を進めつつ、ヒト・モノ・カネ・時間といったリソースを再配分できる自律性を確立
- ✓ STEAMライブラリー(大学や企業・研究機関などの研究開発の素材、動画等の集約・共有化)など、良質な授業のためのコンテンツの提供
- ✓ 教育ビッグデータを活用した新しい社会的価値の創造(データとアルゴリズムの透明性と正当な利用のための共有が課題)

一人一台の
学習者用コンピュータ

小・中・高等学校・
特別支援学校 等

高速・大容量・機密性の高いネットワーク

先端技術・教育ビッグデータ

【GIGAスクールネットワーク構想の実現】

約1万校(全学校の1/3)を整備
(国公私対象/1/2補助※公立、私立)：375億円
※3年計画の1年目(令和4年度までに全校整備)

学校内すべての教室まで高速かつ大容量の通信ネットワークの整備を推進

無線LAN環境



学習者用コンピュータ
一人一台

(3クラスに1クラス分は
地方財政措置の対象)



インターネット
接続事業者



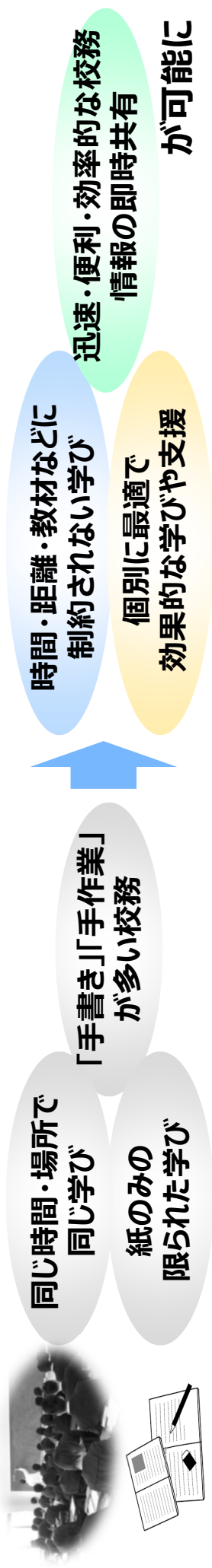
関連別事業により、「一人一台」と「SINETの活用」に向けた実証

【新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業】

- ※ 令和2年度要求・要望額 1,949百万円
- ※ 令和4年度から本格実施に向け、全都道府県・政令市等150校で実証

一人一台コンピュータ・高速ネットワークが可能とする「次世代の学校・教育現場」

- ✓ 2020年度からスタートする新しい学習指導要領では、小学校における外国語教育・プログラミング教育をはじめ、教育内容の専門性が向上。学校における働き方改革も課題。
- ✓ 全国どこでも、質の高い教育活動を可能とする環境整備が不可欠。



デジタル教科書・AIドリル

動画・アニメーション・音声等
を活用し、効果的な学習、
興味・関心を喚起



個々の子供の習熟度や状況
に応じた、きめ細やかな指導、
自動採点による負担軽減



学習記録データに基づき、
効果的な問題や興味のある
ような学習分野が自動表示

遠隔・オンライン教育

過疎地・離島の子供
たちが、多様な考え
に触れる機会が充実
するなど、教育環境
が飛躍的に向上



入院中の子供と教室
をつないだ学びなど、
学習機会を確保



防災機能

無線LANなどのネットワーク環境
の充実により、災害時に避難所と
しての防災機能を発揮

ラジオや防災無線（片方向の情報伝
達手段）と異なり、被災者のニーズ
に応じた情報の収集・発信、安否確
認等が可能



- **GIGAスクールネットワーク構想**（一人一台コンピュータ、全学校での高速ネットワーク）により、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びが実現可能に。
- あわせて、無線LAN環境の整備により、学校の避難所としての防災機能の向上につながる。

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

令和2年度要求・要望額 1,949百万円
(前年度予算額 257百万円)



趣 旨

- Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠である。「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」に基づき、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。



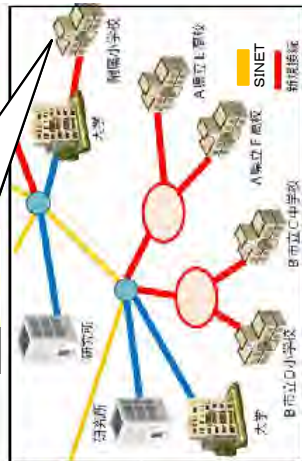
先端技術の利活用に
よる教育の質の向上



遠隔教育



先端技術の利活用す
るための学校ICT環
境整備の充実



上記取組のための
自治体支援



○ 学校における先端技術の活用に関する実証事業

「誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行う。

○ 遠隔教育システム導入実証研究事業

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。

○ 新時代の学校におけるICT環境実証研究事業

児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等、新時代の学校におけるICT環境の構築方法や、その効果的な教育の在り方についての実証を行う。

○ 初等中等教育段階でのSINET活用に関する実証研究事業

初等中等教育におけるSINETの効果的な活用及び円滑な導入に向けて、ネットワークの物理的な構築やセキュリティ対策、運用体制などを含め、技術的な検討を行うとともに、トライアル実施校による実証を行う。

○ ICT活用アドバイザー事業

学校のICT環境整備・活用を図る自治体に対する支援・助言を充実させるため、アドバイザーによる自治体担当者等を対象とした説明会の開催、常時相談体制の整備、遠隔教育を実施する際の指導面・技術面のアドバイス等を行う。

成 果

- 全国の自治体が教育における先端技術の必要性や有効性を理解し、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、先端技術や教育データを効果的に活用する。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。
- 児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等のICT環境下における効果的な指導方法等を整理し、全国のICT環境整備を促進する。
- 希望する全ての初等中等教育機関が、超高速で大容量のネットワーク環境を安価に導入・活用する。

3. 教育課程の充実

(前年度予算額)	2,543百万円)
令和2年度要求・要望額	2,716百万円

1. 要 旨

これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、新学習指導要領の全面実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進、STEAM教育の推進などを通じた総合的な学習の時間の充実など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組等を推進し、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

2. 内 容

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進 168百万円(200百万円)

新学習指導要領の全面実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進、STEAM教育の推進などを通じた総合的な学習の時間の充実など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。

○基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実 36百万円(24百万円)

基礎的読解力などの基盤的な学力を全ての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、学力向上のためにどのような取組が有効かについて調査分析及び実証研究を行う。

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発 83百万円(70百万円)

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施する。

○理数教育の充実のための総合的な支援等 2,117百万円(1,917百万円)

観察・実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察・実験に係る理科設備の整備充実を行う。

○現代的課題に対応した教育の充実等 126百万円(170百万円)

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施する。

【(参考：復興特別会計)放射線副読本の普及(68百万円)】

○特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】
160百万円(139百万円)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】
26百万円(23百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

教育課程の充実

令和2年度要求・要望額 2,716百万円
(前年度予算額 2,543百万円)

＜概要＞ これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、**新学習指導要領の全面実施に向けて、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学びの観点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進、STEAM教育の推進などを通じた総合的な学習の時間の充実など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組などを推進。**

**学習指導要領等の趣旨徹底等及び
新学習指導要領の円滑な実施に向け
た取組の推進**

＜令和2年度要求・要望額：168百万円＞
これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究

学校全体として教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況にもとづく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを推進するための実践的な調査研究を行い、その成果の普及を図る。

高等学校における総合的な探究の時間の抜本的改善・充実

高等学校の「総合的な探究の時間」における各教科等での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な取組（STEAM教育等）に関する実践研究を行う。

等

**基礎学力に課題を抱える児童生徒
への支援の充実**

＜令和2年度要求・要望額：36百万円＞
基礎的読解力などの基盤的な学力を全ての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、学力向上のためにどのような取組が有効かについて調査分析及び実証研究を実施。

**次代を見据えた教育課程・指導方
法等に関する先導的研究開発**

＜令和2年度要求・要望額：83百万円＞
今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施。

**理数教育の充実のための総合的な
支援等**

＜令和2年度要求・要望額：2,117百万円＞
観察、実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察、実験に係る理科設備の整備充実。

**現代的課題に対応した教育の
充実等**

＜令和2年度要求・要望額：126百万円＞
現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施。
【（参考：復興特別会計）放射線副読本の普及（68百万円）】

初等中等教育の教育課程の一層の充実

4. 情報教育・外国語教育の充実

(前年度予算額	2,093百万円)
令和2年度概算要求・要望額	3,674百万円

1. 要 旨

新学習指導要領を踏まえ、全ての児童生徒に、Society5.0の時代にグローバルに活躍するための力を育成するため、「情報活用能力」の育成に向けた取組の推進や、新時代の学びにおける先端技術の導入に向けた実証研究を実施するとともに、小・中・高等学校を通じた英語教育の強化を進める。

2. 内 容

(1) 小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

209百万円(189百万円)

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、次の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

○情報教育指導充実事業

- ・情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究
- ・現職教員の情報教育に係る指導力向上に資する教員研修用教材の作成
- ・情報関係人材を活用した指導体制の充実に資する調査研究

○プログラミング教育に関する指導事例などの情報提供の充実等

○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

○情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等

(2) 教育用コンテンツ奨励事業

13百万円(13百万円)

教育に利用される映像等の教育用コンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育及び社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及・奨励を図る。

(3) 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】

1,949百万円(257百万円)

Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠であることから、それらの導入促進に向けて、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。

(4) 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

29百万円(16百万円)

学習者用デジタル教科書の在り方の検討のため、その使用による教育上の効果・影響を把握・検証するための実証研究を行う。また、諸外国におけるデジタル教科書の実態調査を行う。

(5) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

536百万円(627百万円)

(※前年度予算額には前年度で終了した小学校高学年教材整備分136百万円を含む)

(1) 新たな外国語教育に対応した条件整備事業

- ・小学校中学年用教材(Let's Try!)の配布

(2) 英語教育改善プラン推進事業

- ・各都道府県・指定都市教育委員会において「英語教育改善プラン」を策定し、目標達成に向けて行う取組のうち、他地域への普及が期待されるものを支援

(3) 教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業

- ・大学と教育員会等との連携により専門性を有した教員や外部人材等の活用のための講座開設等を支援

(4) 外国語教育の指導法等強化のための先導的な実証研究事業

- ・小・中・高等学校の教員を対象としたオンライン・オフラインを融合した研修の実証研究の実施等

(6) スーパーグローバルハイスクール

97百万円(424百万円)

グローバルな社会課題を発見・解決し、国際的に活躍できる人材の育成に取り組む指定校の質の高いカリキュラム開発・実践を支援するとともに、事業の検証や事後の評価を実施する。また全国高校生フォーラム等を通じて成果の普及を図る。

(7) WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業【再掲】

250百万円(113百万円)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築する。グローバルな社会課題のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催、大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。

等

小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

令和2年度要求・要望額 209百万円
(前年度予算額 189百万円)

趣 旨

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、以下の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

(1) 情報教育指導充実事業

60百万円

①情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究

16百万円

情報教育関係教科における免許外教科担任を減少させるための調査研究を実施

- 1) 免許外教科担任の解消に向けた複数校指導モデルの創出
- 2) 複数校指導実施時のポイントをまとめた手引の作成

②現職教員の情報教育に係る指導力向上事業

15百万円

情報活用能力育成に関わる現職教員の指導力向上に資する教員研修用教材の作成

- 1) 中学校の技術・家庭科（技術分野）「D[情報の技術]」の教員研修用教材の作成
- 2) 高等学校「情報 I」の教員研修用教材の作成

③指導体制充実事業

30百万円

情報教育の指導体制を充実するため、学校における情報関係人材の活用を促進するための調査研究を実施

- 1) 情報関係人材の活用促進に資する人材研修カリキュラムや指導モデル開発
- 2) ICT支援員の雇用形態や活用状況に関する調査研究と配置促進

(2) プログラミング教育促進事業

44百万円

新学習指導要領において小・中・高等学校を通じて充実されたプログラミング教育を確実に実施していくため、指導事例などの教員等にとって有益な情報提供等を行う。

- ①プログラミング教育の情報提供に関する調査研究
- ②研修リーダー・セミナーの実施

(3) 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

64百万円

情報活用能力を定期的に測定するための小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施

- ①予備調査の実施
- ②本調査実施に向けた実施方法の検討、調査対象校の抽出

(4) 情報モラル教育推進事業

41百万円

スマートフォンやSNSの急速な普及を踏まえ、情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等を実施

- ①情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善
- ②児童生徒向け啓発資料の作成・配布
- ③情報モラル教育指導者セミナーの開催
- ④学校におけるICT機器利用における健康面への影響に関する調査

事業内容

教育に利用される映像等の教育用コンテンツ及び教育用デジタルコンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育及び社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及・奨励を図る。

審査体制等

◎ 審査体制

申請作品については、有識者による審査会が、教育映像等審査規程に定める審査基準に照らして審査実施し、教育上価値が高いと認められた作品を「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」（特に優れたもの）として選定。最終的には、文部科学大臣が選定の可否を決定。

◎ 審査対象

審査対象は映画、DVD等の映像教材、紙芝居及び教育デジタルコンテンツ。

◎ 申請作品の対象別、教科別の分類

学校教育教材・・・幼稚園、小学校（低、中、高学年）、中学校、高等学校向き
社会教育教材・・・幼児、少年、青年、成人向き
一般劇映画等・・・幼児、少年、青年、成人向き、家庭向き

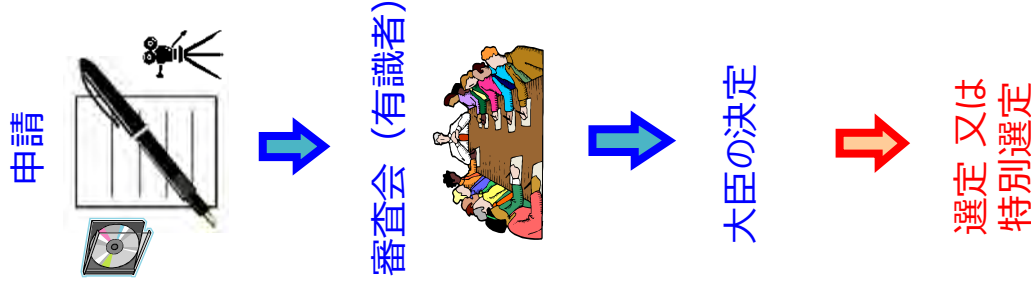
◎ 選定された作品について

「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」となった作品については、毎月その題名・内容等をまとめた「選定一覧」を文部科学省ホームページに掲載。パンフレットなどに選定された旨の掲載を許可。

◎ 審査件数等について

平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
審査数	選定数	特選数	審査数	選定数	特選数	審査数	選定数	特選数	審査数	選定数	特選数
129	81	11	122	79	12	116	68	17	150	84	19

審査の流れ



新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

令和2年度要求・要望額 1,949百万円
(前年度予算額 257百万円)



趣 旨

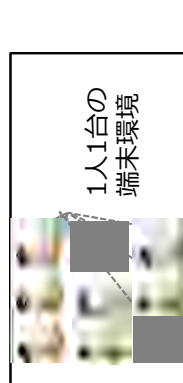
- Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠である。「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」に基づき、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。



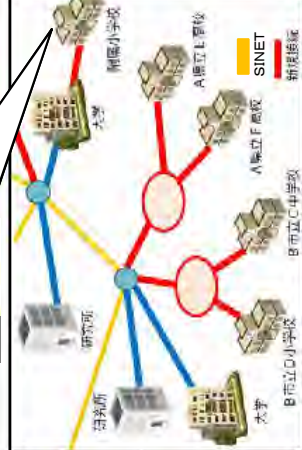
先端技術の利活用に
よる教育の質の向上



遠隔教育



先端技術の利活用す
るための学校ICT環
境整備の充実



上記取組のための
自治体支援



○ 学校における先端技術の活用に関する実証事業

「誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行う。

○ 遠隔教育システム導入実証研究事業

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。

○ 新時代の学校におけるICT環境実証研究事業

児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等、新時代の学校におけるICT環境の構築方法や、その効果的な教育の在り方についての実証を行う。

○ 初等中等教育段階でのSINET活用に関する実証研究事業

初等中等教育におけるSINETの効果的な活用及び円滑な導入に向けて、ネットワークの物理的な構築やセキュリティ対策、運用体制などを含め、技術的な検討を行うとともに、トライアル実施校による実証を行う。

○ ICT活用アドバイザー事業

学校のICT環境整備・活用を図る自治体に対する支援・助言を充実させるため、アドバイザーによる自治体担当者等を対象とした説明会の開催、常時相談体制の整備、遠隔教育を実施する際の指導面・技術面のアドバイス等を行う。

成 果

- 全国の自治体が教育における先端技術の必要性や有効性を理解し、「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、先端技術や教育データを効果的に活用する。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。
- 児童生徒1人1台のPC環境や高速ネットワーク等のICT環境下における効果的な指導方法等を整理し、全国のICT環境整備を促進する。
- 希望する全ての初等中等教育機関が、超高速で大容量のネットワーク環境を安価に導入・活用する。

学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

令和2年度要求・要望額 29,297千円
(前年度予算額 15,545千円)



文部科学省

背景

- 令和元年度から、必要に応じ、学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができることとなり、**紙の教科書と学習者用デジタル教科書の併用制**となった。
- 令和3年度までに、学習者用デジタル教科書の使用による**教育上の効果・影響等を把握・検証**するとともに、国際競争力の観点からの調査を含む**学習者用デジタル教科書の在り方等について検討**する旨が、**規制改革実施計画**において指摘。

目的

- 学習者用デジタル教科書の使用による**プラスとマイナスの両面の効果・影響**のより具体的な実証研究を通して、**より良い活用方法や留意点を蓄積、各学校・教育委員会で**の**活用**に活かす。
- 基礎的・基本的な教育内容の履修を保証するものとして、教育の情報化の進展も踏まえつつ、**学習者用デジタル教科書の在り方の検討**に資する。

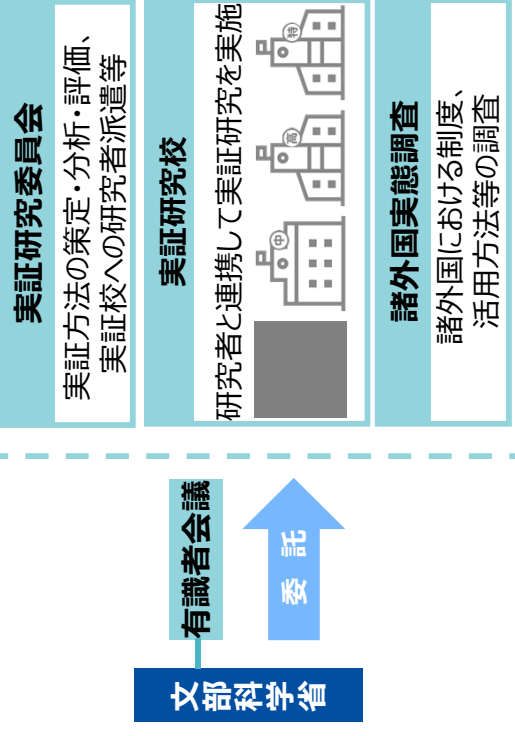
事業内容

- 学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証するための実証研究を実施。また、諸外国におけるデジタル教科書の実態調査を実施。
- 2020年度の小学校段階の新学習指導要領実施に伴う、学習者用デジタル教科書の発行数の増加、機能の向上を踏まえて研究を行う。

主な研究内容

- ①教科・学校種に配慮した教育上の効果・影響等についての実証研究
- ②特別な配慮を必要とする児童生徒等の教科書の内容へのアクセスと留意点に係る実証研究
- ③諸外国におけるデジタル教科書に関する制度・活用方法等の実地及び文献による実態調査

実施体制



小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)
(※前年度予算額には前年度で終了した小学校高学年教材整備費136百万円を含む)

536百万円
627百万円



新学習指導要領の全面実施、「第3期教育振興基本計画」等に掲げられた目標の実現に向けて、2020年度から新しい英語教育が始まる小学校において質の高い指導体制の構築、全国学力・学習状況調査等で課題が明らかとなっている中学生・高校生の英語での発信力（話す・書く力）強化が喫緊の課題。各地域の課題を踏まえた取組の推進や新たな指導法等の開発等を進め、全国的な英語教育の水準の向上、効果的かつ持続可能な体制を構築する。

指導体制の強化

免許法認定講習の開設等
教員養成機関等との連携による小学校
専門人材育成・確保事業
91百万円（106百万円）

大学と教育委員会等との連携により、専門性を有した教員や外部人材等の活用のための講座開設等を支援する。
【委託先：国立大学法人、学校法人、都道府県・指定都市教育委員会】

＜取組例＞
○小学校教員等が中学校教諭免許状（英語）を取得するための**免許法認定講習**
○大学と教育委員会が連携し、教員養成課程の学生等を対象にした、専門性の高い小学校外国語指導者の養成・確保のための講習（教師塾）
○特別免許状等を利用した人材活用（ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な人材等）のための講習
○外国語指導助手（ALT）等を対象とした資質・能力向上のための講習等

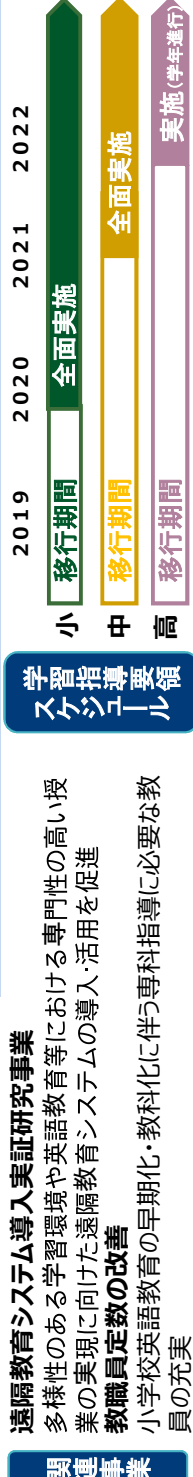
指導力向上及び条件整備

英語教育改善プラン推進事業
187百万円（119百万円）
都道府県・指定都市教育委員会が、各地域の英語教育の実態に応じた「英語教育改善プラン」を策定し、目標達成に向けて行う取組のうち、他地域への普及が期待されるものを支援する。また、各種調査等の結果も含めた成果分析を行い、国として効果的な取組等を普及し、英語教育におけるPDCAサイクル、EBPMを促進する。
【委託先：都道府県・指定都市教育委員会、民間機関等】

各自自治体における具体的な取組メニューの例
※以下のような効果的な方法の開発や検証、事例集や普及資料の作成を支援
・英語教育推進リーダー、外部専門機関や民間機関等と連携した英語指導力向上プログラム等の開発、実施
・多様な検定教科書の使用を前提とした、小学校の特性を踏まえた効果的かつ持続可能な指導方法や評価方法
・文法等の知識を実際のコミュニケーションで活用する言語活動の充実
・「話すこと」「書くこと」等のパフォーマンス評価等の効果的な実施
・英語教育の小・中・高等学校の連携
・ALT等を活用した効果的な指導法、授業外における英語活用機会の充実
・ICTを活用した英語力向上の指導方法や評価手法



新たな外国語教育に対応した条件整備・情報発信事業
169百万円（305百万円）
【小学校外国語活動教材】
小学校3・4年生で使用する教材「Let's Try!」を引き続き配布する。また、小、中、高等学校の指導法等の映像資料の作成及びポータルサイトを運営する。



遠隔教育システム導入実証研究事業
多様性のある学習環境や英語教育等における専門性の高い授業の実現に向けた遠隔教育システムの導入・活用を促進
教職員定数の改善
小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教員の充実

指導力等強化のための実証研究

オンライン・オフライン研修実証事業
60百万円（30百万円）
・英語による指導力向上のため、オンラインとオフラインを融合した研修プログラムを開発、実施。効果を検証し全国へ普及を図る。
・令和元年度から中・高等学校教員を対象に開始した実証事業に加え、小学校外国語教育に対応したプログラムを実施・検証する。

研修機会の地域差解消×「働き方改革」の推進



中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究
22百万円（32百万円）
先進的な指導・評価方法等の開発について授業実践を通じた実証研究を実施する。
【委託先：国立大学法人】

グローバル化に対応した外国語教育推進事業
7百万円（7百万円）
英語以外の外国語※について、新学習指導要領に基づいたカリキュラムや教材の開発等を実施する。
【委託先：都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人】

＜英語以外の外国語＞
中国語、韓・朝語、仏語、独語、西語、露語 等

目的

- ◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

事業概要

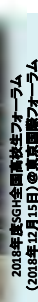
- ◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県教育委員会、国立大学法人、学校法人）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）、指定期間5年間
- ◆ 指定校数：継続11校（平成28年度指定11校：国1校・公8校・私2校）事業終了指定校112校
- ◆ 評価検証：事後評価56校（平成27年度指定）実施、事業検証実施
- ◆ 成果普及：全国高校生フォーラムの開催 等

取組

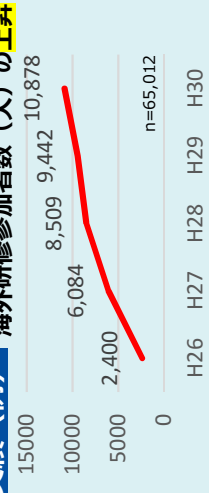
- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 国内外の大学、海外の高校、企業や国際機関等と連携した国内外研修やフィールドワーク
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート

2018年度SGH全国高校生フォーラム
(2018年12月15日)の東京開催フォーラム



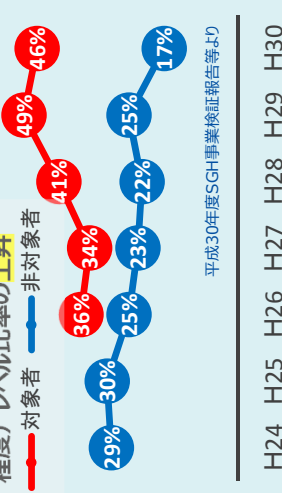
平成30年度事業検証 実績と成果の例

実績(例) 海外研修参加者数(人)の上昇

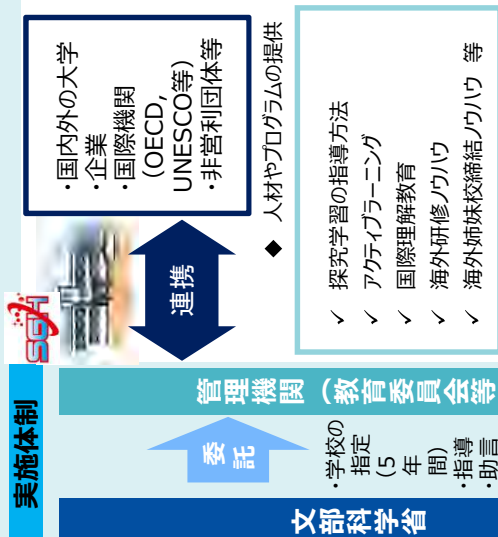


成果①

①卒業時のCEFR B1～B2（英検2級～準1級程度）レベル比率の上昇



◆ 他の高等学校や小・中学校へ成果を普及



★ グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

成果②

②卒業生（SGH対象生徒）は、海外研修から学び、英語活用、視野拡大、大学生生活で役立つ等という回答が多い。

SGH対象生徒は非対象生徒に比べて、

✓ 大学進学率の基準として「提供するカリキュラムが魅力的である」ことを重視。

✓ 「プレゼンテーション」レポートのまとめ方「調査データ収集・分析」等一般的な知識やスキル修得への評価が高い。

✓ 「自分と異なる立場の価値観の尊重」「相手との協力関係の構築」

✓ 「コンピテンシー獲得の得点が高い」

✓ 「外国の様々な異文化に触れることは楽しい」「様々な外国へ行ってみた」というグローバルマインドセットの得点が高い。

✓ 「海外研修が学びにつながった」「英語を使う機会が多くなった」「視野が広がった」「SGHの学びが大学で役立っている」等の肯定的な意見が多い。

平成30年度SGH事業検証 卒業生アンケート調査結果より

成果③

③卒業生の保護者、国内連携機関、海外連携校等のSGHへの満足度等が高い。

✓ 卒業生の保護者（613名）のうち、SGHの満足度76%の回答

✓ 国内連携機関（84機関）からSGHのグローバル人材育成有用性89%の回答

✓ 海外連携校（78機関）からSGH指定校との国際協働プログラムへの満足度96%

SGH指定校との国際協働が日本の高校生のグローバル教育に役立っている97%等の回答

平成30年度SGH事業検証 各アンケート調査結果より

★ SGH事業開始5年を通して、グローバル人材育成プログラムの内容と運営の経緯、国内外のネットワーク等、有形無形のリソースが形成されている一方で通年の国際協働授業実施や教職員の国際化等の課題が指摘された。

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

令和2年度要求・要望額 250百万円
(前年度予算額 113百万円)

事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築。
- ◆ グローバルな社会課題研究のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催

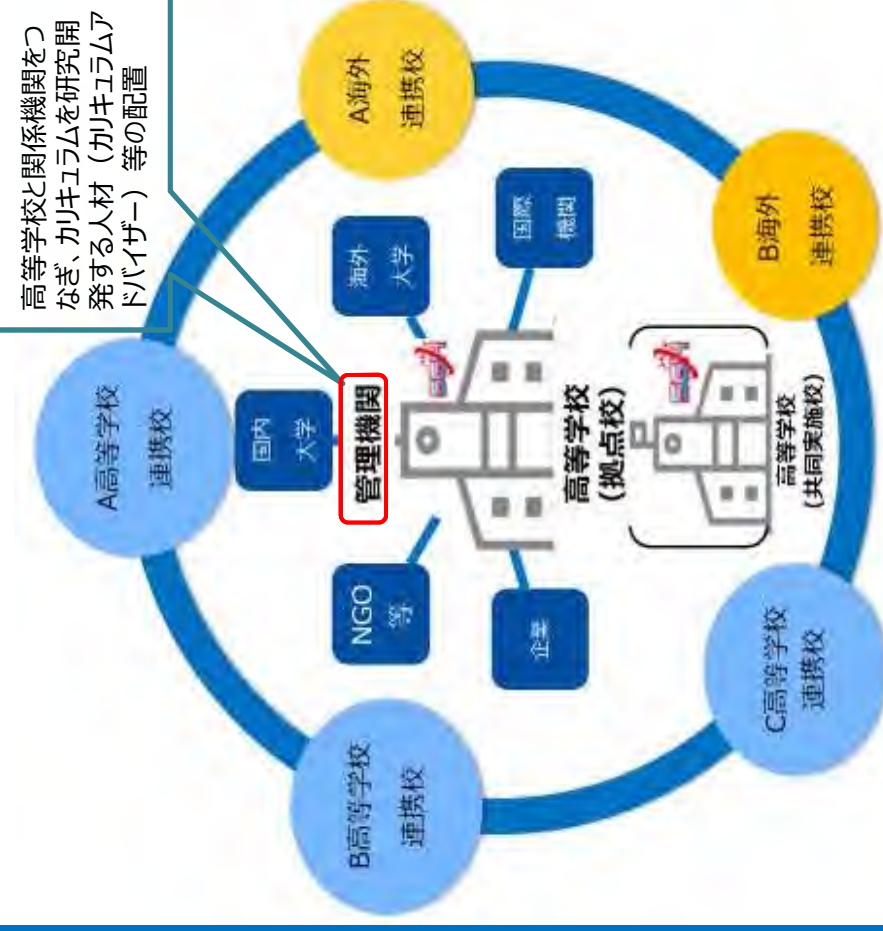


【高校生ESDシンポジウム2018年11月】

- ◆ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム／コースを開発・実践。

- 委託先：都道府県市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 拠点校数：20拠点
(新規10拠点・継続10拠点 <うち幹事管理機関1拠点>)
- 委託経費：年間1000万円程度／件
(研究開発内容や対象生徒など規模に応じて決定)
- 調査研究：1件（事業の評価・検証の在り方を検討。代表的な取組事例や優良事例を把握・公表）

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点を全国に50校程度配置し、将来的にWWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアムへとつなげる

5. 道徳教育の充実

(前 年 度 予 算 額	4,207百万円)
令和2年度要求・要望額	4,438百万円

1. 要 旨

平成27年3月に、道徳教育に係る学習指導要領等の一部改正を行い、これまでの小・中学校における道徳の時間を教育課程上、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）と新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。

また、高等学校の道徳教育においては、平成30年3月に公示した高等学校学習指導要領において、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた道徳的価値の理解を基にしながら、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る等、小学校から高等学校までの系統的な指導の充実を図った。

これらの取組は、道徳教育について「考える道徳」、「議論する道徳」へと質的に転換を図るものであり、令和2年度から順次、全面実施される新学習指導要領を踏まえた道徳教育が着実に行われるよう、改正学習指導要領の趣旨を生かした効果的な指導や評価、推進体制を構築するため研究協議会の開催等を通じた小・中・高等学校の教師の指導力向上を図る。

さらに、学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組の支援等を行う。

2. 内 容

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,438百万円(4,207百万円)

(1) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

小・中学校における道徳科を要とした各教科等を通じた道徳教育及び高等学校における道徳教育の効果的な推進の方法、道徳科の指導方法や評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及、家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。特に、高等学校においては、新たに規定された道徳教育推進教師の育成を中心とした教員研修の資料の開発を行う。

(2) 道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信等するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

(3) 道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

背景

- 2013年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」
— いじめ問題の根本的な解決に向けた道徳教育の抜本的な充実を提言
- 2014年 2月 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告—「特別の教科 道徳」(仮称)の設置等について提言
10月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
— 「特別の教科 道徳」(仮称)に係る学習指導要領の具体的な在り方等について提言
- 2015年 3月 学習指導要領の一部改正等 (2015年度から内容の一部又は全部を先行実施することが可能。)
- 2018年 3月 新高等学校学習指導要領公示
- 2018年 4月 小学校において「特別の教科 道徳」が全面实施 ※教科書の無償給与開始
- 2019年 4月 中学校において「特別の教科 道徳」が全面实施 ※教科書の無償給与開始
- 高等学校において新学習指導要領(道徳教育関係)が実施

1. 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

①特色ある道徳教育の取組の支援

- 各地域の道徳教育を推進するための取組を支援。
- ・小・中学校における「特別の教科 道徳」(道徳科)の指導方法や評価方法の研究・成果普及
 - ・小・中・高等学校における学校の教育活動全体を通じた道徳教育の効果的な推進のための研究・成果普及
 - ・道徳教育を担当する指導主事や道徳教育推進教師を対象とした研究協議会の開催(道徳科の評価および道徳教育の推進体制の整備 等)
 - ・地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及
 - ・家庭・地域との連携強化による道徳教育の充実

2. 道徳科の教科書の無償給与 (小・中学校分)

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

②道徳教育アークライプの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各教育委員等が開発した教材や各学校等で取り組まれている好事例、優れた教材を収集・集約・発信する機能を有した「道徳教育アークライプ」の充実に図る。

③社会全体の機運の醸成

社会全体に対して「考え、議論する道徳」の趣旨や内容の理解を広め、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子供たちの道徳性を育む機運を醸成するため、シンポジウム等の取組を実施する。

6. Society5.0に向けた人材育成

(前年度予算額	643百万円)
令和2年度要求・要望額	2,790百万円

1. 要 旨

「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(2018年6月5日)において取りまとめた3つの方向性(①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供、②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得、③文理分断からの脱却)に基づき、Society5.0という新たな時代に向けた具体的施策を展開する。

2. 内 容

◆新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】

1,949百万円(257百万円)

Society5.0の時代に必要となる資質・能力を育成・深化し、子供の力を最大限引き出すためには、ICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠であることから、それらの導入促進に向けて、学校における効果的な先端技術の活用や新時代の学びに必要な学校ICT環境整備に関する実証等を行う。

◆WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

250百万円(113百万円)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築する。グローバルな社会課題のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催、大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。

◆地域との協働による高等学校教育改革推進事業

577百万円(251百万円)

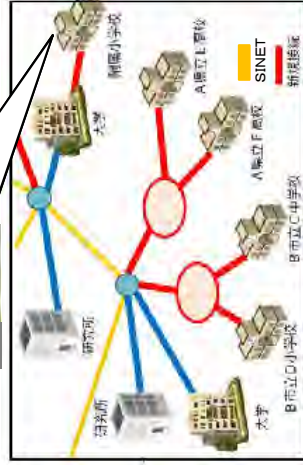
新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

等

令和2年度要求・要望額 1,949百万円
(前年度予算額 257百万円)



1人1台の
端末環境



果成

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール (SGH) 事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築。
- ◆ グローバルな社会課題研究のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催

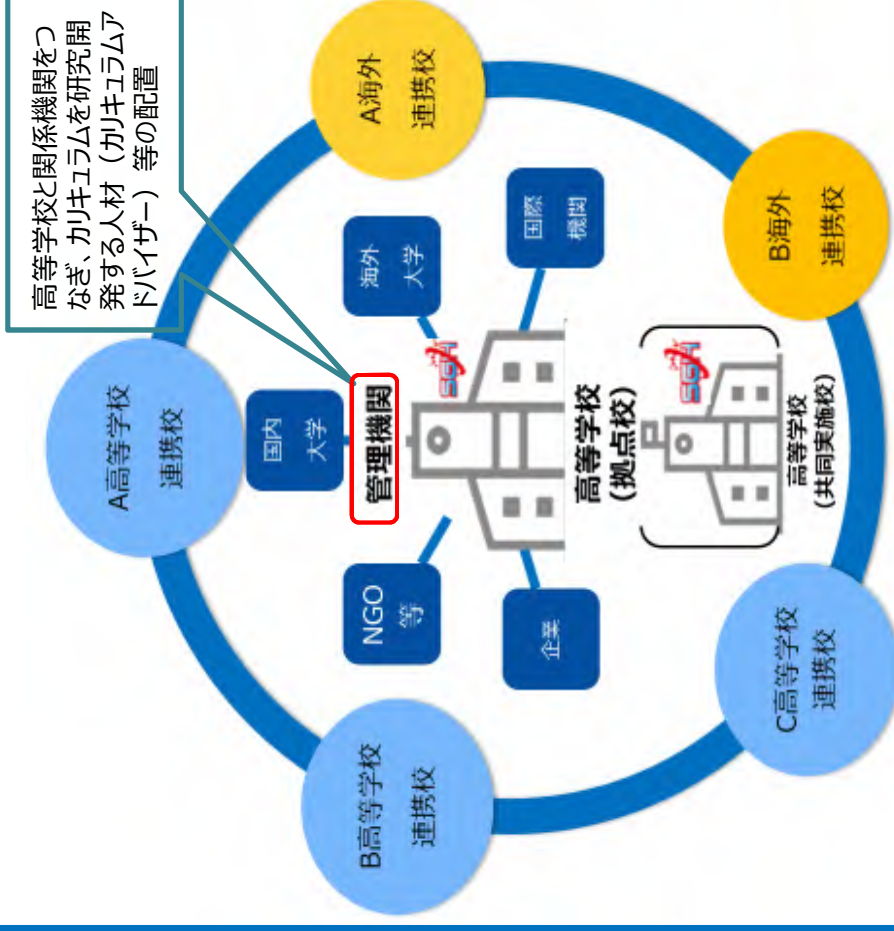


【高校生ESDシンポジウム2018年11月】

- ◆ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じ、て、履修可能とする高校生の学習プログラム／コースを開発・実践。

- 委託先：都道府県市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 拠点校数：20拠点
(新規10拠点・継続10拠点 <うち幹事管理機関1拠点>)
- 委託経費：年間1000万円程度／件
(研究開発内容や対象生徒など規模に応じて決定)
- 調査研究：1件（事業の評価・検証の在り方を検討。代表的な取組事例や優良事例を把握・公表）

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアムへとつなげる

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和2年度要求・要望額 577百万円
(前年度予算額 251百万円)

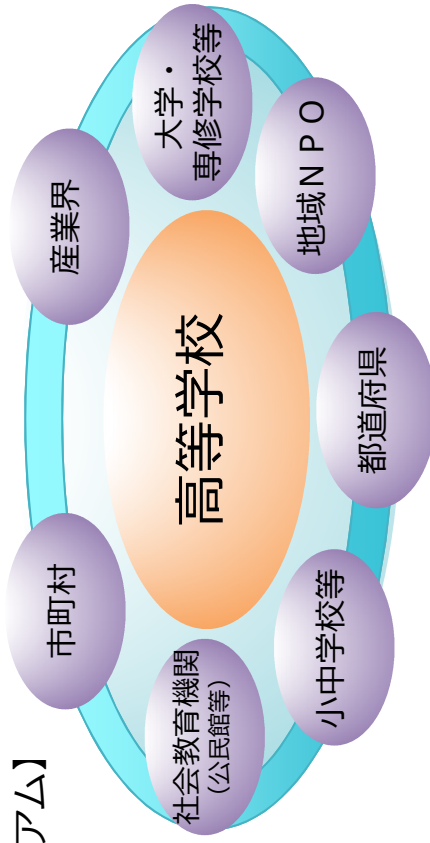
新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを

効果的に行うためのコンソーシアムを構築

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発

【コンソーシアム】



地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開 (R2合計100件程度)

【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔※専門学科を中心に22件程度
(うちR2新規指定12件程度)〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔※普通科を中心に40件程度
(うちR2新規指定20件程度)〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔※全学科を対象に40件程度
(うちR2新規指定20件程度)〕

【高大接続枠 (新規)】 ※各類型の内数として10件程度

地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等でも継続できる体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、学校と地域をつなぐ人材の在り方の研究等を実施

7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,931百万円)

令和2年度要求・要望額 7,624百万円

1. 要 旨

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,492百万円 (6,885百万円)

(1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

7,417百万円 (6,690百万円)

① スクールカウンセラーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・ スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置 (27,500校)
- ・ いじめ・不登校対策のための重点配置 (500校)
- ・ 貧困対策のための重点配置 (1,400校)
- ・ 虐待対策のための重点配置 (1,000校)
- ・ 教育支援センターの機能強化 (250箇所)
- ・ スーパーバイザーの配置 (67人) 等

② スクールソーシャルワーカーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・ スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置 (10,000中学校区)
- ・ いじめ・不登校対策のための重点配置 (500校)
- ・ 貧困対策のための重点配置 (1,400校)
- ・ 虐待対策のための重点配置 (1,000校)
- ・ 教育支援センターの機能強化 (250箇所)
- ・ スーパーバイザーの配置 (67人) 等

③ 24時間子供SOSダイヤル

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施。

④ SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を図る。

- ・ SNS等を活用した相談体制構築事業（30地域）〔補助率：定額〕

（参考：委託事業）

- ・ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究〔後掲〕

⑤ 不登校児童生徒に対する支援推進事業【新規】〔補助率 1/3〕

自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を推進（67地域）

（2）いじめ対策・不登校支援等推進事業 44百万円（167百万円）

- ①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③不登校児童生徒の実態把握に関する調査研究【新規】
- ④ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

＜関連施策＞

○教職員定数の改善

（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 +670人）

○道徳教育の抜本的改善・充実等

◆ 夜間中学の設置促進・充実 132百万円（46百万円）

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②都道府県における協議会等の設置・充実、③既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

（参考：復興特別会計）

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業 2,219百万円（2,378百万円）

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

令和 2 年度要求・要望額 7,492 百万円
(前年度予算額 6,885 百万円)



文部科学省

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。
また、平成 28 年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進する。

■ 早期発見・早期対応（外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等） 7,417 百万円（6,690 百万円）

① スクールカウンセラーの配置充実

- ・スクールカウンセラーの配置：全公立小中学校への配置（27,500 校）
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

② スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・スクールソーシャルワーカーの配置：全中学校区への配置（10,000 中学校区）
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

54

◇第3期教育振興基本計画～抜粋～
(平成 30 年 6 月閣議決定)

2019 年度までに、原則として、SC を全公立小中学校に配置するとともに、SSW を全中学校区に配置し、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実に必要な専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。



③ 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- ・教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関・民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備
- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

④ SNS 等を活用した相談体制構築事業

- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS 等を活用した相談体制の構築を支援（30 箇所）する。

⑤ 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 44 百万円（167 百万円）

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究（2 箇所）

- ・子供の自殺予防のため、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOS」の出し方に関する教育と従来の自殺予防教育を組み合わせて段階的に実施することの有効性を検証するための調査研究

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常動化に向けた調査研究（1 箇所）

- ・学校教育法等において SC 及び SSW が正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員として SC 及び SSW の連携の在り方や、週 5 日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

③ SNS 等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（1→2 箇所）

- ・SNS 等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS 等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究

④ 不登校児童生徒の実態把握に関する調査研究（1 箇所）

- ・不登校になった要因や学校外で受けている相談・指導の状況、支援に関するニーズ等、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援の在り方等を検討していく上で必要となる不登校児童生徒の実態を把握するための調査研究

■ 【関連施策】

① 教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、+670 人の定数改善を計上。

② 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③ 道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践、普及への支援、道徳科の教科書の無償給与（小・中学校）等

④ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進

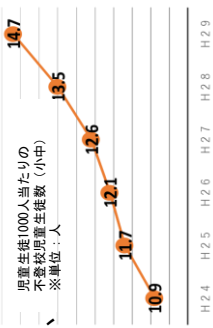
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円
(前年度予算額 6,460百万円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学務法施行規則）

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

- いじめ・不登校対策のための重点配置：500校
※ 不登校特例校や夜間中学への配置を含む
※ 教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）

- 虐待対策のための重点配置：1,000校
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- スーパーバイザーの配置：67人

補助制度

求められる能力・資格

予算措置済み

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

新規・拡充事項

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)



- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市

- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学務法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- いじめ・不登校対策のための重点配置：500校
※ 不登校特例校や夜間中学への配置を含む
➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所

- 虐待対策のための重点配置：1,000校
※ 貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）

- スーパーバイザーの配置：67人（←47人）

SNS等を活用した相談事業

令和2年度要求・要望額 221百万円
(前年度予算額：210百万円)

文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっていく。

(参考)

H30年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和元年度版情報通信白書 (総務省))
10代：携帯電話3.1分、固定電話0.0分、ネット通話5.1分、ソーシャルメディア利用71.6分、メール利用13.5分

<事業概要> ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援 ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

○事業形態：①補助事業(補助率・定額) ②委託事業

○実施主体：①原則、都道府県・指定都市

※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。

②民間団体等

○実施箇所：①30箇所 ②2団体

○事業内容：

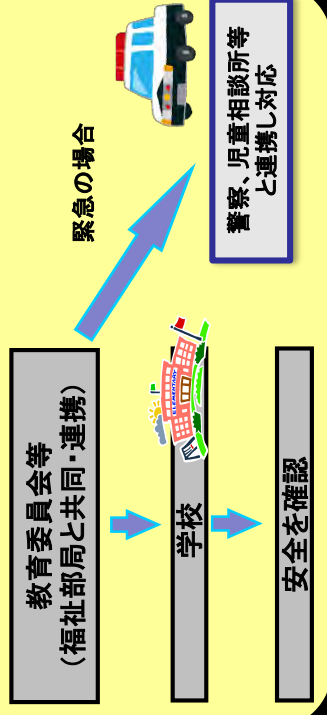
- ・相談対象者：原則、児童生徒
- ・相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までで、長期休業明け前後や日曜日など。
- ・実施内容：

- ①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。(既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。)
- ②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行ういつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例) 自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和2年度要求・要望額 212百万円
(令和2年度新規)

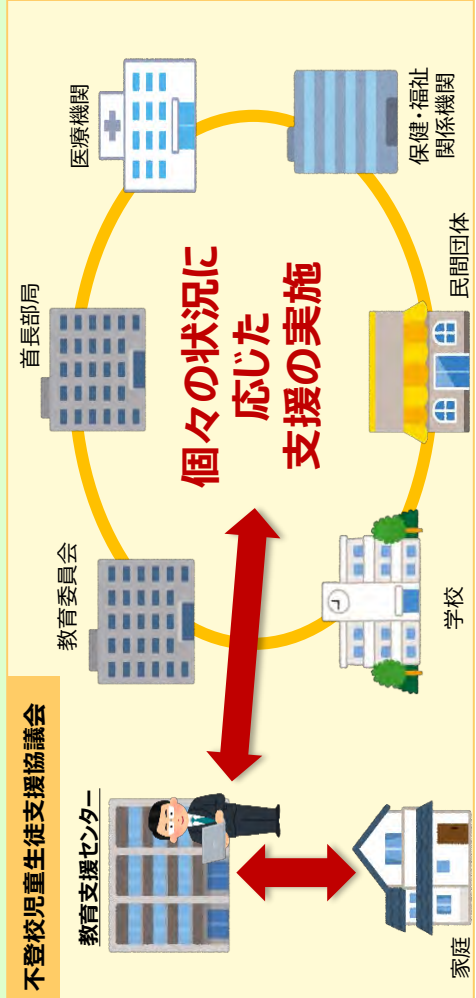


文部科学省

【背景】 ○ 不登校児童生徒数は5年連続増加（平成29年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約14万4千人）
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

I 不登校児童生徒に対する支援体制の整備推進 (202百万円) (補助事業(補助率:1/3)・新規)

- **不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備**
不登校に係る相談窓口を教育支援センターに整備するとともに、**教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備**
 - ・関係者間の情報共有を図るため、**不登校児童生徒支援協議会等**を設置
 - ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置** 等
- **学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進**
自治体が行う不登校児童生徒に対する支援の推進
 - ・**フリースクール等の民間団体と連携した保護者学習会や研修等の実施**
 - ・学校以外の場で相談・指導を受ける不登校児童生徒に対する**経済的支援**
 - ・遠隔教育も含め、**ICTを活用した学習支援**体制の整備 等



II 不登校児童生徒の実態把握に関する調査研究 (11百万円) (委託事業・新規)

- **不登校に関する実態調査**
不登校児童生徒数は5年連続増加しているところ、**その要因は複雑化・多様化**しており、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等を検討する上で、**その実態を詳細に把握することが不可欠**である。
(主な調査項目)
 - ・不登校になった要因
 - ・学校外で受けている相談・指導の状況 等



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

- **スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業**
令和2年度要求・要望額 7,013百万円
- 1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助)
- 3. 補助率 1/3

サポートスタッフの配置 (関連施策)

- **学力向上を目的とした学校教育活動支援**
令和2年度要求・要望額 3,649百万円の内数
- 1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (市区町村は間接補助)
- 3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校の支援 (関連施策)

- **教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校支援経費)**
令和2年度要求・要望額 2,767百万円の内数
- 1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT専門員等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 2. 補助事業者 都道府県
- 3. 補助率 1/2

夜間中学の設置促進・充実

令和2年度要求・要望額 132百万円
(前年度予算額 46百万円)

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数は増加する見込み
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育進行基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校新設され、現在、全国9都府県27市区に33校。各地で設置の機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。

目的・目標

教育機会確保法及びその見直しの方針等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
(特に、未設置の38道県、13指定都市)
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

● 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）【新規】

90,000千円(500万×18カ所)

夜間中学新設準備に伴うコーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費の補助(1/3)。

● 都道府県における協議会等の設置・充実（委託）

4,000千円(50万×8カ所)

教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置・活用を促進。特に都道府県の調整機能を高め、民間団体等も参画する協議会等のモデル創出を図る。

◆ 夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するためのシンポジウムの開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。
5,000千円

事業を実施して、
期待される効果

- ⇒ 夜間中学のない43地域における設置
- ⇒ 協議会等が設置されていない30地域への設置
- ⇒ 既設の夜間中学の教育活動の充実・受入れ拡大

夜間中学の教育活動の充実

● 夜間中学における教育活動充実（委託）

31,000千円(100万×31校)

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

・ 高齢者や外国人向けのカリキュラム開発

・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備

・ 他市町村の夜間中学や域内の屋間の中学校、近隣の定時制高校との連携

・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方

・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など

※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

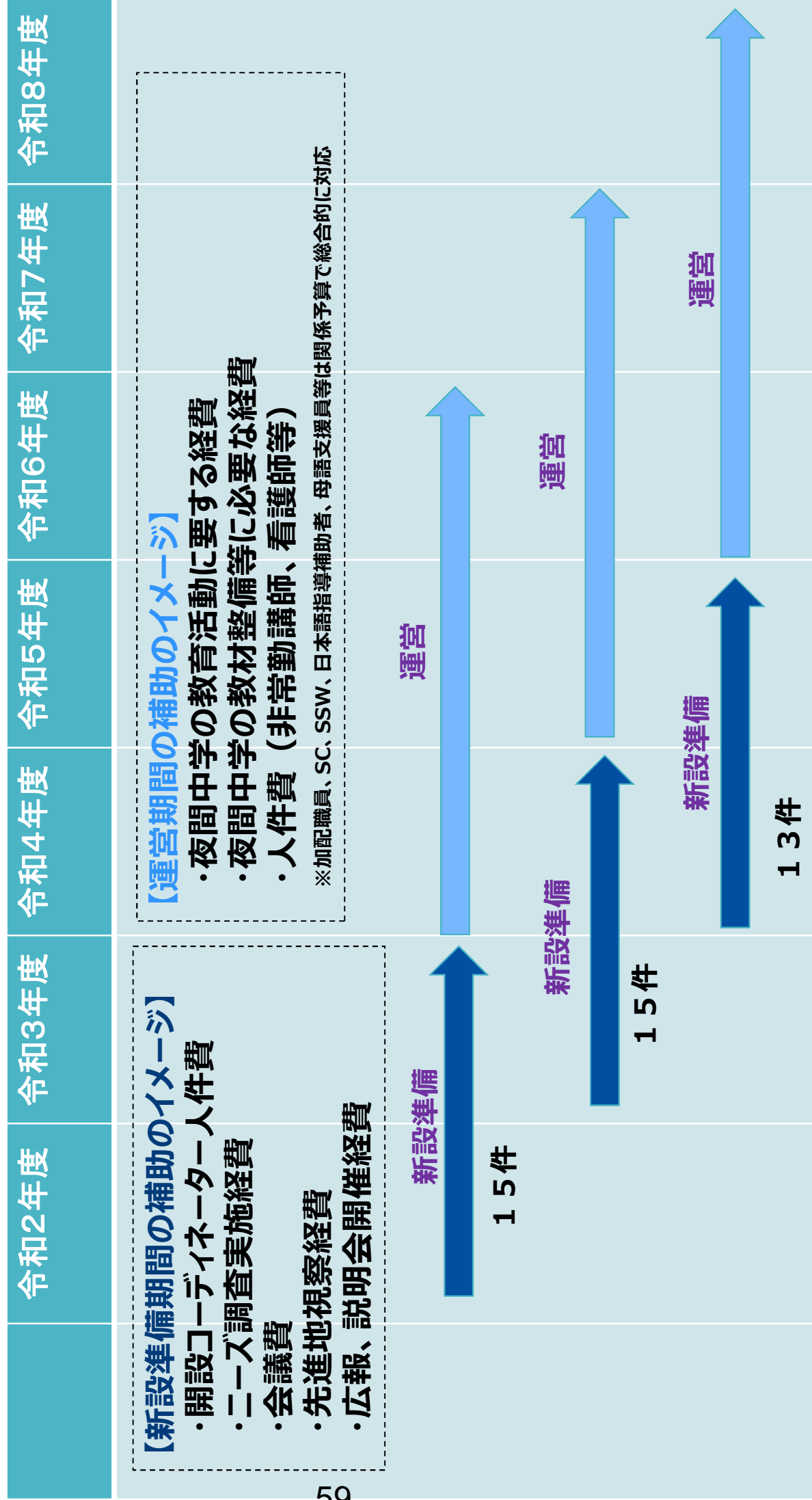
- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。
2,000千円

◆ は文部科学省が直接執行する予算を表す。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる（教育機会確保法第3条）こと

夜間中学新設準備・運営補助（全地域への設置に向けたイメージ）

○ 準備2年、開設後3年の計5か年の補助事業を、期間を区切って行うことで、夜間中学未設置の43地域の設置を促す。

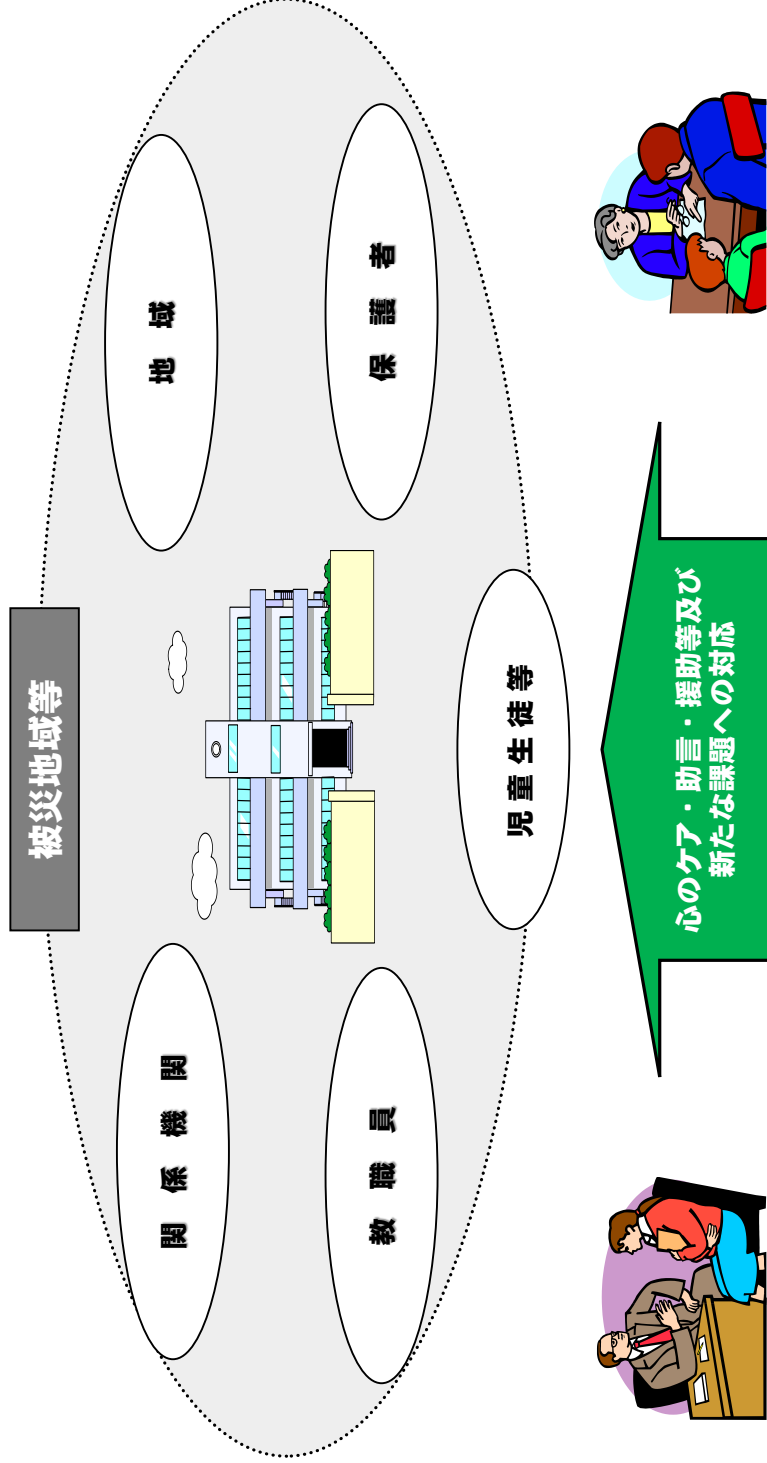


緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度要求額 2,219百万円
 (前年度予算額: 2,378百万円)
 文部科学省
 【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10／10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

8. 子供の体験活動の推進

(前 年 度 予 算 額	117百万円)
令和2年度要求・要望額	147百万円

1. 要 旨

子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

2. 内 容

(1) 健全育成のための体験活動推進事業 129百万円(99百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1／3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(438校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

(2) 小・中学校等における起業体験推進事業【後掲】18百万円(17百万円)

(将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業の一部)

児童生徒がチャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

《関連施策》

○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施に係るサポートする人材の配置を支援〔補助率1／3〕

子供の体験活動の推進

令和2年度要求・要望額 129百万円
(前年度予算額 99百万円)



文部科学省

子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進（「学校を核とした地域力強化プラン」の一部）

令和2年度要求額 129百万円

1. 事業内容

(1) 宿泊体験事業

宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

①小学校、中学校、高等学校等における取組（438校）

・学校教育活動における2泊3日以上での宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

②学校教育活動における農山漁村体験活動の導入のための取組（134地域）

・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。

・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。

③教育支援センター（適応指導教室）等における体験活動の取組（134地域）

・教育委員会が主催する教育支援センター（適応指導教室）等における取組に対する事業費の補助。



(2) 体験活動推進協議会 324地域（各都道府県・市区町村）

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1/3

体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置（関連施策）

■補習等のための指導員等派遣事業

1. 事業内容

公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）

3. 補助率 1/3

令和2年度要求額 3,649百万円の内数



小・中学校等における起業体験推進事業

令和2年度要求・要望額 18百万円
(前年度予算額 17百万円)



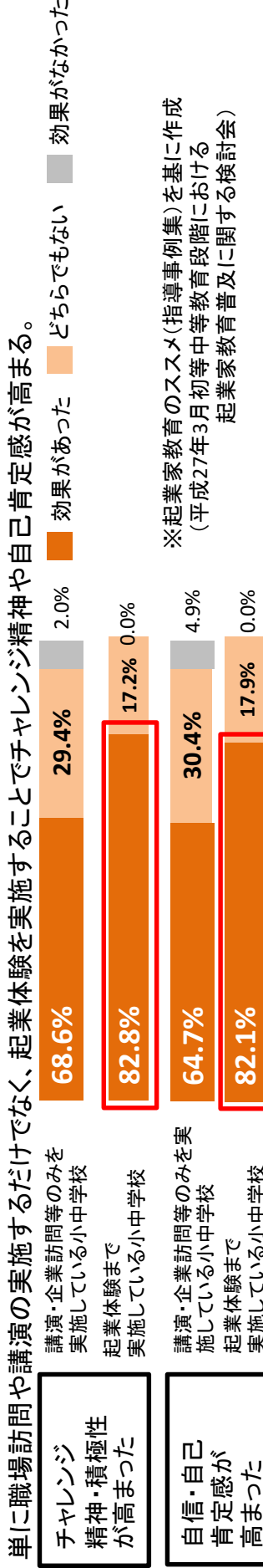
事業目的

チャレンジ精神、創造性探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション等の「起業家的資質・能力」は、起業家や経営者だけに必要なものではなく、どのような立場であっても社会で活躍するために求められるものである。他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代を生き抜くために誰もが必要なた能力を小学校段階から育成することを目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

概要

小・中学校等において起業体験を行うモデルを構築する。具体的には、各学校において外部講師のサポートを得ながら、児童生徒が模擬会社設立、商品開発、販売、決算といった会社の実体験を通じて、特に、チャレンジ精神や自己肯定感を高めるための体系的な学習を実施する。

起業体験の効果



学校・実施時間

対象学年：小学5年生

実施時間：
総合的な学習の時間20時間

目的・ねらい

- ものづくりや販売活動を通じて自分や友達の「良さ」を発見・認識し、認めあえる仲間作りを進める。
- 自分の考えや思いを適切に伝える、相手の話を聞いて理解する、などのコミュニケーション力を高める。
- 社会の仕組みの一端を知り、会社の一員として協力しながら活動を進めることで、働くことの楽しさや喜び、厳しさを理解し、学習への意欲を高める。
- ロールモデルとなる地域の方や社会で働く方との良い出会いを通して、生き方を学び、自分の生き方を考えるきっかけとする。

プログラムの流れ

1	市 場 調 査
2	調査結果の分析
3	商品開発・評価会(プレゼンテーション)
4	会 社 設 立
5	資金調達(出資金を募る)
6	宣伝活動&製作活動
7	販 売 活 動
8	収 支 決 算 & 御 礼

取組の例

9. 幼児教育の振興

(前年度予算額	18,354百万円)
令和2年度要求・要望額	34,732百万円
※事項要求含む	

※前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係) 1,904百万円を除く

1. 要 旨

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、2019年10月から実施される無償化措置を着実に実施するとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

2. 内 容

(1) 幼児教育無償化の実施【事項要求】

14,116百万円＋事項要求 (14,116百万円)

全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等を踏まえ、令和元年10月から実施される無償化措置を着実に実施する。

(2) 幼児教育の質の向上

516百万円 (342百万円)

◆幼児教育実践の質向上総合プラン

477百万円 (308百万円)

・幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

226百万円 (148百万円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

【補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2】

・幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

53百万円 (21百万円)

幼稚園教諭は二種免許状の保有率が高い一方で、上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

【委託事業：大学、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会】

- ・ **幼稚園の人材確保支援事業** **86百万円（ 70百万円）**

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

【委託事業：都道府県、市町村、幼稚園関係団体等】
- ・ **幼児教育の質向上のための評価支援事業** **31百万円（ 28百万円）**

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るため、各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及するとともに、各園の学校評価促進や幼児教育の質の向上に資する評価の在り方に関する調査研究を行う。

【委託事業：都道府県・市町村、幼稚園関係団体等】
- ・ **特別な配慮を必要とする幼児への教育充実支援事業** **40百万円（新 規）**

障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が、必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

【委託事業：大学、幼稚園関係団体、地方公共団体、幼稚園等】
- ・ **幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究** **42百万円（ 41百万円）**

小学校教育との接続、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

【委託事業：大学、研究機関、地方公共団体等】
- ◆ **幼稚園教育課程の理解の推進** **26百万円（ 23百万円）**

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

◆ECEC Network事業の参加

13百万円（11百万円）

OECD において計画されている「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開に向けて重要な基礎情報を収集する。

※ECEC：Early Childhood Education and Care

（３）幼児教育の環境整備の充実 20,100百万円＋事項要求（3,896百万円）

※前年度予算額は、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）1,904百万円を除く

◆認定こども園等への財政支援 18,600百万円＋事項要求（3,371百万円）

※前年度予算額は、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）1,135百万円を除く

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援する。

認定こども園施設整備交付金 17,500百万円＋事項要求（2,290百万円）

※前年度予算額は、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）1,135百万円を除く

【負担割合：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

教育支援体制整備事業費交付金 1,100百万円（1,081百万円）

【負担割合：国3/4 事業者1/4 等】

◆私立幼稚園の施設整備の充実 1,500百万円＋事項要求（525百万円）

※前年度予算額は、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）769百万円を除く

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

【補助率：1/3（Is値0.3未満の耐震補強・改築は1/2 等）】

1. 幼児教育無償化の実施

141億円+【事項要求】(141億円)

全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等を踏まえ、令和元年10月から実施される無償化措置を着実に実施する。

2. 幼児教育の質の向上

5.2億円(3.4億円)

○幼児教育実践の質向上総合プラン

4.8億円(3.1億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の在り方の研究、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への教育充実支援を行うとともに、Society5.0時代の先端技術の活用も対象に教育課題に対応した実証研究等の事業を実施する。

○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加 0.4億円(0.3億円)

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

3. 幼児教育の環境整備の充実

201億円+【事項要求】(39億円)

○私立幼稚園施設整備費

15億円+【事項要求】(5億円)

※前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)8億円を除く

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※Is値0.3未満の耐震改築の嵩上げ(補助率:1/3→1/2)、
園舎等のバリアフリー化事業の創設を要望

○認定こども園等への財政支援

186億円+【事項要求】(34億円)

※前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)11億円を除く

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

◆認定こども園施設整備交付金 175億円+事項要求

◆教育支援体制整備事業費交付金 11億円



幼児教育無償化の実施

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等を踏まえ、2019年10月から実施される無償化措置を着実に実施する。

幼稚園就園奨励費補助事業＜令和元年9月まで＞ ※文科省計上予算

- 対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園
- 負担割合：国1/3以内
- 上限額：年額308,000円を限度額として、保護者の所得状況に応じて上限額を設定

無償化事業（施設等利用給付）＜令和元年10月以降＞ ※内閣府計上予算

- 対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園、
特別支援学校幼稚部、国立大学附属幼稚園の園児
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
※国立大学附属施設は国10/10。
- 上限額：月額25,700円
※国立大学附属施設は、幼稚園 月額8,700円、特別支援学校幼稚部 月額400円。

幼児教育実践の質向上総合プラン

令和2年度要求・要望額 477百万円
(前年度予算額 308百万円)

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の在り方の研究、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への教育の充実を支援する**とともに、**Society5.0時代の先端技術の活用**も対象に教育課題に対応した実証研究等、以下の事業を実施する。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

226百万円（148百万円）

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

53百万円（21百万円）

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が増えることから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

幼稚園の人材確保支援事業

86百万円（70百万円）

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営、教育活動等の改善

幼児教育の質向上のための評価支援事業

31百万円（28百万円）

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るため、各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及するとともに、各園の学校評価促進や幼児教育の質の向上に資する評価の在り方に関する調査研究を行う。

【新規】特別な配慮を必要とする幼児への教育充実支援事業

40百万円（新規）

障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が、必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

42百万円（41百万円）

小学校教育との接続、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

指導方法や園内環境改善のための手法の開発

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

令和2年度要求・要望額 226百万円
(前年度予算額 148百万円)



地方公共団体の体制に関する現状と課題

- 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
 - ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
 - ・ 幼稚園の約8割、保育所の約7割、認定こども園の約9割の園児数は私立
- 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある
- 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄
幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約4割、うち専門性を有するのは、約半数

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- 幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。
- 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び、育て合う仕組み作りと支援が必要。
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

事業概要

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

主な補助内容：

- | | |
|----------------|--|
| 体制の充実 | ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成 |
| 体制活用のための人材育成方針 | ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用
保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など |
| 体制の活用 | ・ 研修支援、幼小接続の推進
保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成 など |
| 域内全体への波及 | ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り
都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など |

主な要件

- ✓ 担当部局を一元化していること
- ※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
- ※ 事業開始翌年度からでも可
- ✓ 幼児教育センターを設置していること
- ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1 / 2

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

令和2年度要求・要望額 53百万円
(前年度予算額 21百万円)

- 現職の幼稚園教諭は、二種免許状所有者が中心であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。(幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%)

各学校における保有免許状別の教員構成（％）

	幼稚園			小学校			中学校		
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	79.2	61.9	87.3	87.3
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4

※各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

- 保育士資格の併有率は約82%と高い。※文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

背景

- 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、休日や長期休業期間中に履修するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。

- 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、半数以上の都道府県で実施されておらず、実施件数等も少ない。

平成30年度

開設者数		開設状況		
教育委員会	大学	計（都道府県数）	科目数	単位数
20	3	23（20）	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

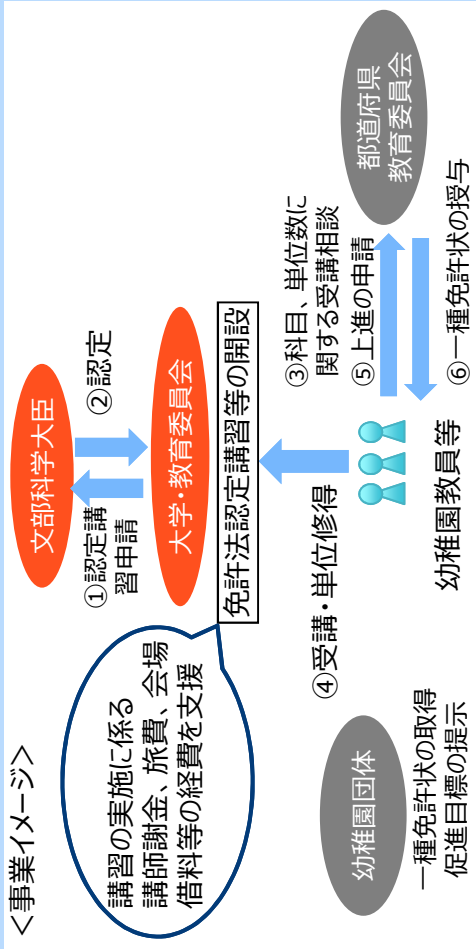
- 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）
（二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）
第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状（中略）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■ 委託先：大学*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会

*短期大学は専攻科を有する場合に限る。



- 保育者の専門性の向上（特に、中堅教師のキャリアアップとして活用）
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

期待される効果

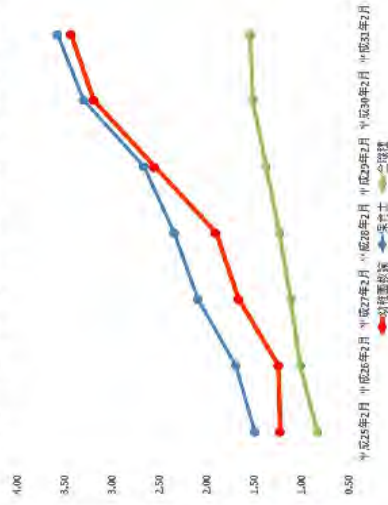
背景・課題

【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

- ・人材不足による幼稚園運営の不安定化
- ・幼稚園における教育の質の低下
- ・担い手不足による預かり保育の収容能力の低下

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移（H25～H31）



【主な課題】

- ・免許取得者が他業種に就職 ⇒ 新規採用促進
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約27%
(小学校教諭免許状取得者の小学校への就職率：約49%)
- ・若年離職者が多い ⇒ 離職防止・定着促進
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約61% (小学校教諭：約8%)
幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年 (小学校教諭：約17年)
- ・離職者の再就職が少ない ⇒ 再就職促進
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約13% (小学校教諭：約27%)

事業の内容

○過去3年間の事業実施により、幼稚園団体等による新規採用促進・離職防止・再就職促進の個別の好事例を創出したが、各主体の連携や取組の横展開に課題

○自治体等が取組の中心となり、幼稚園団体・各幼稚園・養成校の取組を結びつけ、総合的な人材確保の取組を行う事例を創出

- ◇委託先（予定）：10団体
(都道府県、市区町村及び幼稚園団体)
- ◇事業規模：400万円～900万円程度

幼稚園の取組

- ・社労士等を活用した持続可能な就業規則策定
- ・ICT導入による働き方改革
- ・時短勤務・複数担任制の導入 等

自治体の取組

- ・各取組を連携・コーディネート
- ・好事例の横展開
- ・他業種における人材確保の取組との連携

- ・合同就職説明会の開催
- ・幼稚園向けアプリ開発
- ・仕事の魅力発信
- ・退職者への継続的な情報支援
- ・キャリアアドバイザーの配置

- ・園と協力した魅力的な教育実習
- ・継続的な職場インターン導入
- ・コミュニケーション・保護者対応
- ・退職者への継続的な情報支援

団体の取組

養成校の取組

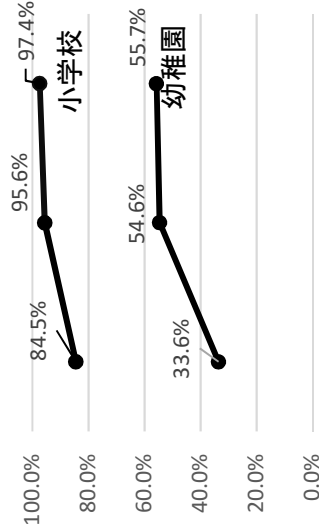
背景

幼児教育の無償化の実施や、新しい幼稚園教育要領において「社会に開かれた教育課程」の理念が示される中、幼稚園等における評価手法の開発や学校評価を通じた幼児教育の質の向上が求められている。幼稚園等は教育活動や園運営について評価し、その評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが求められている。

【評価の現状と課題】

- 自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他学校種と比べて学校関係者の実施が進んでいない。
- 各園における評価の結果活用が十分ではなく、園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層活用していくことが必要。
- 形式的な評価にとどまることなく、PDCAサイクルの中で有効に機能する評価の在り方の検証が必要。

学校関係者評価・実施率



【幼稚園現場の実施上の課題】

- 幼稚園は1園あたりの教員数平均人数が9名と規模が小さく、評価の実施体制が弱い。
- 他校種に比べ、評価を実施しない理由について、実施方法がわからない、時間的余裕がない等の回答割合が高い。

○ 園の自主性に任せるだけでは評価の実施が進まないことが考えられるため、自治体や関係団体等が支援するモデル的な取組の開発・普及を通じて、学校関係者評価等の促進を図る。

○ 幼児教育の質の向上に有効な評価の在り方について検証等を行い、その成果の普及を通じて、幼稚園における評価の質の向上を図る。

事業内容

(1) 自治体等と連携した学校評価の実践研究

地域内のモデル園を指定し、園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援する（委託期間2年、委託先3団体）。

（支援の観点の例）

- 各園に応じた評価項目の設定や評価指標の立て方・園の教育内容等に関する評価者との情報共有の在り方
- カリキュラム・マネジメントと関連させた学校評価の実践方法
- 負担軽減に留意した効率的・効果的な評価結果のとりまとめや公表の方法

(2) 評価の在り方についての実態検証

幼稚園における評価の実態について検証を行い、幼児教育の質の向上に向けた評価の在り方について提言等を行う（委託期間1年、委託先2団体）

（支援の観点の例）

- 教育改善に有効な評価の在り方
- 幼稚園の実態等に応じた評価指標の開発
- 評価結果の教育改善への活用方法

調査研究を通じて期待される効果

評価の実施の支援や評価の質に関する調査研究が進むことにより、各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善が図られる。



1.外国人幼児等への教育充実支援事業

背景

入管法の改正により新たな在留資格が創設される等、在留外国人数が年々増加する中で、外国人幼児の受入れに当たると幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。

事業内容

(1) 幼稚園における研修プログラムの開発

幼稚園特有の以下の配慮点などを踏まえた研修プログラムの開発を行う。

【委託先：大学、関係団体等 1 団体（事業期間3年）】

(幼稚園の特徴の例)

- ・言語を体系に教えるのではなく生活や遊びを通して教える時期であること
- ・母語と日本語の両方を獲得していく必要があること
- ・保護者からの子育ての相談など、子育ての支援も幼稚園の役割であること

(2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究

外国人幼児の受入れに当たった指導上の留意事項の整理や教材の在り方等に関する実証研究を行い、その成果の普及を図る。

【委託先：地方公共団体、幼稚園等 3 団体（事業期間1年）】

(実証研究の視点的例)

- ・幼稚園の教育制度、生活等の保護者に対するわかりやすい説明の在り方
- ・外国人幼児が日本での幼稚園生活に親しんでいくために有効な教材の開発
- ・外国人幼児と日本人幼児がともに学び合う活動の在り方
- ・小学校教育への円滑な接続を踏まえた教育活動や小学校との連携の在り方

2.障害のある幼児等への教育充実支援事業

背景

個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児数は年々増加しており、受入れに当たると幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。

事業内容

(1) 幼稚園における研修プログラムの開発

幼稚園特有の以下の配慮点などを踏まえた研修プログラムの開発を行う。

【委託先：大学、関係団体等 1 団体（事業期間3年）】

(幼稚園の特徴の例)

- ・社会性や言語など、これから発達していく時期であること
- ・早期支援のためには、障害に関する家庭の理解や連携が重要であること
- ・1 園あたりの教員数平均人数が9 名と規模が小さいこと

(2) 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究

障害のある幼児等の受入れに当たった体制整備の在り方や指導上の留意事項等に関する調査研究を行い、その成果の普及を図る。

【委託先：地方公共団体、幼稚園等 3 団体（事業期間1年）】

(実証研究の視点的例)

- ・小規模な幼稚園の実態を踏まえた体制整備の在り方
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした関係機関との連携の在り方
- ・早期発見に資するアセスメントの開発や活用
- ・小学校教育への円滑な接続を踏まえた教育活動や小学校との連携の在り方

〔調査研究を通じて〕自治体や園の研修の充実や指導上の留意事項等の研究成果の普及を通じ、受入れに当たると幼稚園教諭等が期待される効果〕が必要な知識を得、幼児等の実態に応じた指導上の工夫を行う等、適切な対応を行うことに資する。

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

42百万円
41百万円)



背景

- 国では、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、大綱的基準である幼稚園教育要領を定めている。
- これまで概ね10年に一度改訂が行われてきているところであり、次期検討に向けて資料やデータを蓄積しておく必要がある。

※前回の改訂スケジュール

2014年11月諮問 → 2016年12月答申 → 2017年3月告示 → 2018年4月実施

事業内容

- 幼児教育における教育課題に応じた指導方法等の調査研究

今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集のため、小学校教育との接続、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。



【委託先：大学、研究機関、地方公共団体等 6件程度】

事業実施期間：3年間



〔調査研究を通じて期待される効果〕

改訂の検討の際に必要な幼児教育の実践に関する資料やデータを収集し蓄積しておくことで、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容の充実が図られる。

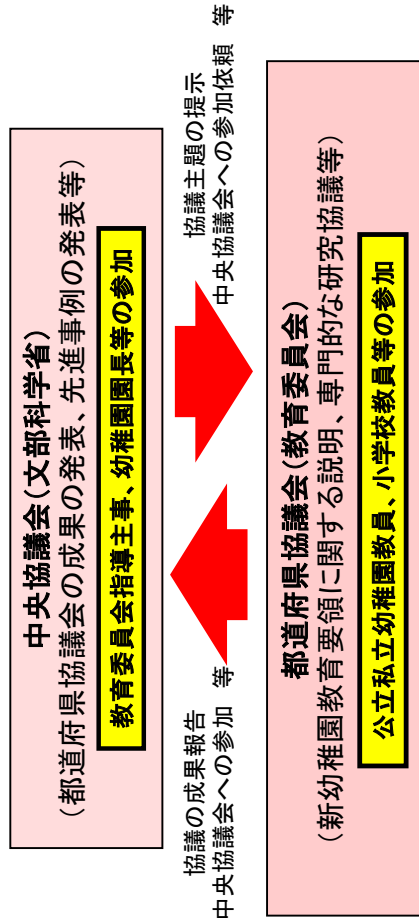
背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面实施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

事業内容

幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。



幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料を作成する。

- 令和元年度
指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」について、幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 令和2年度（案）
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。
・ 幼児期の教育と小学校教育の接続について

期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。



背景・目的

- 平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。
- これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

園レベルで
の実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** (International ECEC Staff Survey) ※9カ国が参加中
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

行政レベル
での調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** (Quality beyond Regulations in ECEC) ※参加カ国数未定
- 2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書（幼児教育・保育白書第6巻）を公表予定。

- ※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。
- ※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

私立幼稚園施設整備費補助金

令和2年度要求・要望額 1,500百万円 + 事項要求
(前年度予算額 525百万円) ※前年度予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)769百万円除く

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

対象事業内容

1. 耐震補強工事 … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化
2. 防犯対策工事 … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
3. 新築・増築・改築事業 … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
4. アスベスト等対策工事 … 吹き付けアスベストの除去等
5. 屋外教育環境整備 … アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備
6. エコ改修事業 … 太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置
7. バリアフリー化工事 … スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等



補助率

- 地震による倒壊等の危険性が高い(※)施設の耐震補強工事、耐震改築工事(※)非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満 ……【1/2以内】
- 上記以外 ……【1/3以内】

令和2年度要求・要望額 18,600百万円 + 事項要求
(前年度予算額 3,371百万円) ※臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)除く

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

※前年度予算額は、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靭化関係）1,135百万円を除く
17,500百万円＋事項要求（2,290百万円）

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助
(新増改築、大規模改修等)
- ・ 幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
(いわゆる幼稚園部分)
- ・ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象

○ 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。

- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 既に認定ごども園に移行した場合を含む。

○ 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。

- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合：国1／2、市町村1／4、事業者1／4

※幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省の保育所等整備交付金で対応。

1,100百万円 (1,081百万円)

○ 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援
- 負担割合：認定こども園の場合…国1／2、事業者1／2

○ 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。

- 負担割合：国1／2、事業者1／2
※都道府県や関係団体等が主催する研究

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2

○ 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。

- 負担割合：国3/4、事業者1/4

10. キャリア教育・職業教育の充実

(前年度予算額)	367百万円)
令和2年度要求・要望額	663百万円

1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、先進的な卓越した取組の実践研究や地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を推進する。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 23百万円(23百万円)

①小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校における入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。(2地域)

②小・中学校等における起業体験推進事業

児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。(11地域)

③キャリア教育の普及・啓発等

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等。

(2) 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。
(15人)

(3) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 54百万円(85百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定した実践研究及び事業検証を実施し、成果の普及を図る。

（４）地域との協働による高等学校教育改革推進事業【再掲】

577百万円(251百万円)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和2年度要求・要望額 32百万円
(前年度予算額 32百万円)



事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

取組内容

1. キャリア教育の普及・啓発

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に優れた取組を実施している団体等を表彰する。



3百万円(1百万円)

2. キャリア教育推進体制の構築

◆小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校の入学選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。

2百万円(2百万円)

【委託先：都道府県教育委員会等、2地域】

◆小・中学校等における起業体験推進事業

小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

18百万円(17百万円)

【委託先：都道府県教育委員会等、11地域】

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

【学校を核とした地域力強化プランの一部(地方創生関連施策)】

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

【補助対象：都道府県・市区町村(補助率1/3)、配置人数：15人】

※前年度限り経費：「子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用(2百万円)」

※各事項の予算額の千円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。

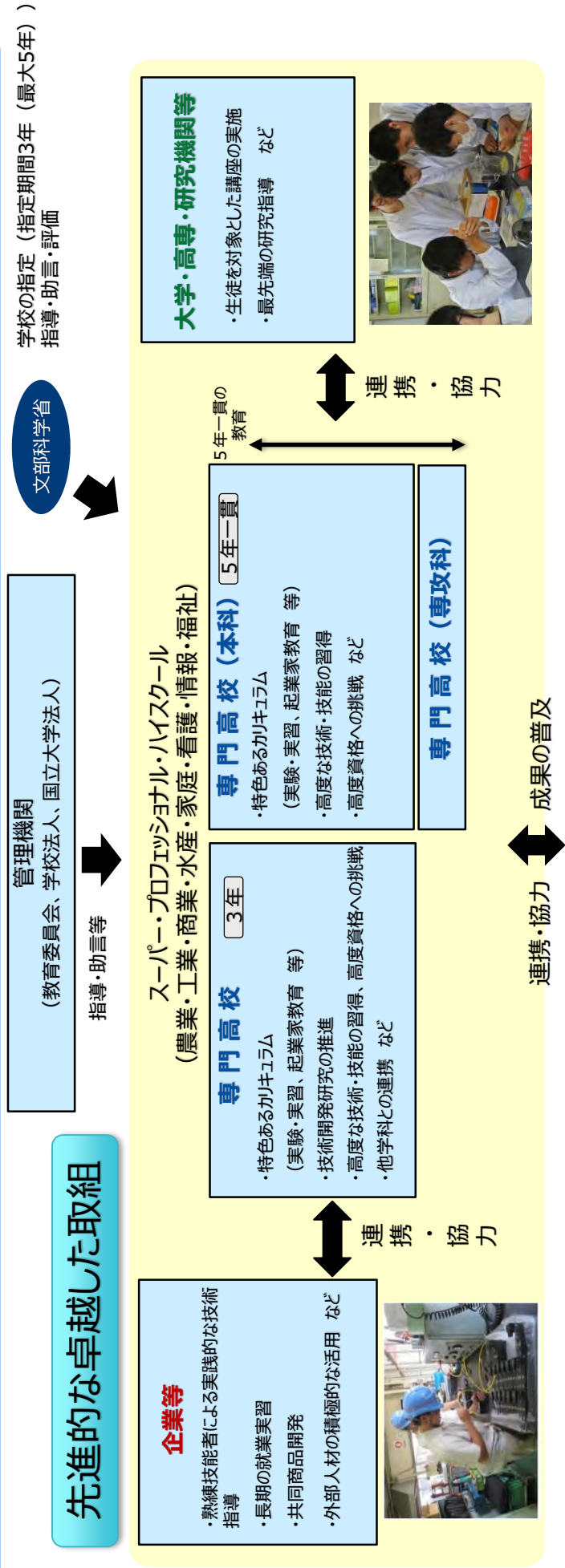
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

令和2年度要求・要望額 54百万円
(前年度予算額 85百万円)



(1) 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定 (10校)

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う。



・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
・成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

(2) 専門高校の魅力発信に関する調査研究

専門高校における優れた取組や特色ある取組について、全国の専門高校間で共有し、これらを専門高校の魅力として広く社会へ発信するため、企業等と専門高校との効果的な連携手法による長期間の就業体験活動についての先進事例等に関する調査研究を行う。

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和2年度要求・要望額 577百万円
(前年度予算額 251百万円)

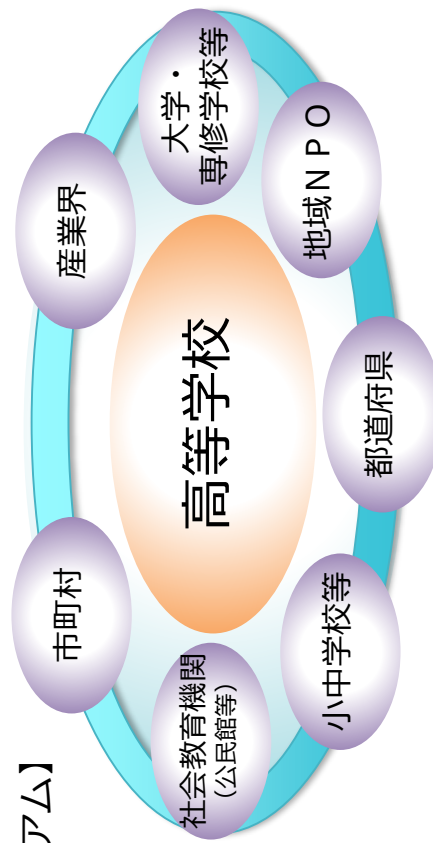


新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

【コンソーシアム】

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発



地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開 (R2合計100件程度)

【プロフェッショナル型】 地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進 〔※専門学科を中心に22件程度 (うちR2新規指定12件程度)〕	【地域魅力化型】 地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成 〔※普通科を中心に40件程度 (うちR2新規指定20件程度)〕	【グローバル型】 グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成 〔※全学科を対象に40件程度 (うちR2新規指定20件程度)〕
【高大接続枠(新規)】 ※各類型の内数として10件程度 地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等でも継続できる体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進		

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、学校と地域をつなぐ人材の在り方の研究等を実施

11. 学校健康教育の推進

(前 年 度 予 算 額 181百万円)
令和 2 年度要求・要望額 210百万円

1. 要 旨

児童生徒が生涯にわたって健康で安全に生活できるよう、がん教育をはじめとする学校保健、学校を核として家庭を巻き込んだ食育の推進を図る。

2. 内 容

(1) 学校保健推進事業

94百万円 (74百万円)

・がん教育総合支援事業

40百万円 (33百万円)

新学習指導要領等に対応したがん教育の取組を推進するため、全国でのがん教育の実施状況を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、先進事例の普及・啓発を図る。

(2) 学校給食・食育総合推進事業

116百万円 (107百万円)

栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

また、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

等

《関連施策》

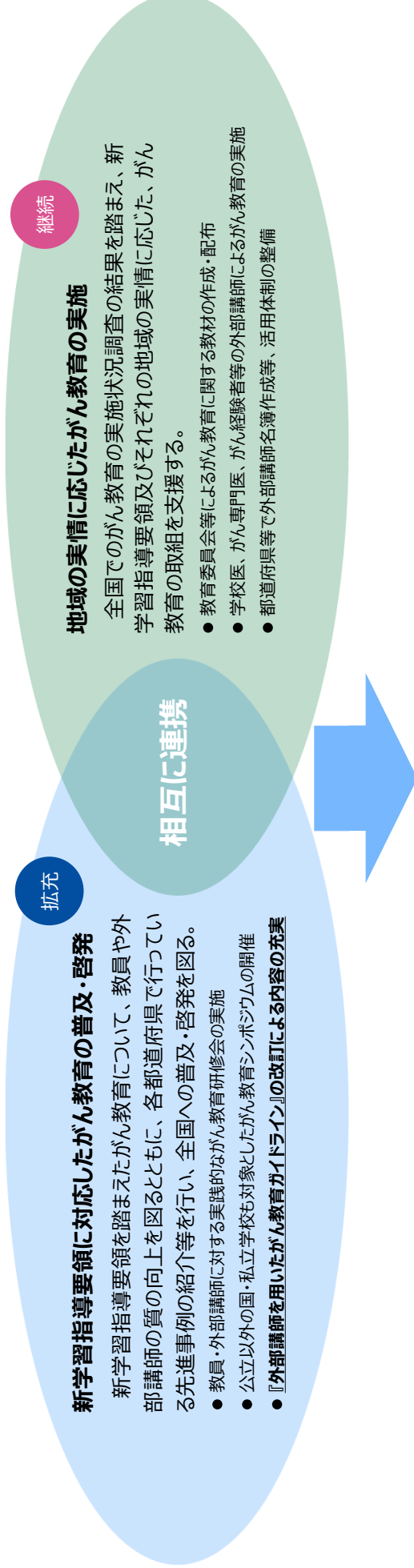
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- ・学校安全推進事業

背景	●平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。 ●平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。 ●平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、移行期間中に学習指導要領の対応を検討する必要がある。
------------------	---

課題	① 教員のがんについての知識・理解が不十分 健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。 ② がん教育の全国への普及・啓発が必要 がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。 ③ 外部講師の活用体制の一層の充実が必要 がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。 ④ 外部講師向けの指導参考資料の充実が必要 外部講師が実際に指導する際の参考となる資料等をさらに充実させる必要がある。
------------------	---

課題解決のための事業概要

学習指導要領に対応したがん教育の実施



成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

学校給食・食育総合推進事業

令和2年度要求・要望額 116百万円
(前年度予算額 107百万円)

背景

社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られている。国においては、学校等における食育の推進のため、学校、家庭、関係団体等が連携・協働した取組とその周知、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める取組を推進すること等が求められている。

課題

生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等が必要である。また、学校における食育への取組だけでは限界があることから、家庭を巻き込んだ取組等が求められる。

事業概要

学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施する。
また、栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

委託事業

MENU 1：社会的課題に対応するための学校給食の活用事業



(目的)

- 食品の生産・加工・流通等の関係者と連携しつつ、学校給食で使用する食品の調達方法や、大量調理を前提とした調理方法及び調理技術を新たに開発するなど、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築する。

(内容)

- 地産地消の推進
学校給食において地場産物が一層活用されるよう、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等を開発する。
- 食品ロスの削減
学校給食を活用して、食品の生産・加工・流通等の各段階で発生する食品ロスの削減に貢献することができると期待される体制の構築を目指す。
- 伝統的食文化の継承
学校給食において伝統的食文化に根ざした献立の提供を促進するため、給食調理員の技能向上を図りつつ、給食調理場における調理方法・技術を開発する。

効果検証

効果的な取組の成果や栄養教諭の配置効果について実証データを用いて分析・検証する。

MENU 2：つながる食育推進事業



(目的)

- 家庭を巻き込んだ取組を行うことで、児童生徒の食に関する自己管理能力を育成する。
- 栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

(内容)

- 望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を行う。
- 学校において、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法を開発し実践する。
- 新規採用や任用換えの栄養教諭を支援するため、栄養教諭間の連携を強化する。また、学校における食育において中核的な役割を担っている栄養教諭及びその実践事例を校内及び地域における研修で活用する。

91百万円 (83百万円)

学校給食の現代的課題に関する調査研究

25百万円 (24百万円)

(目的)

- 学校給食の質の維持・向上のための調査研究等を行う。

(内容)

- 学校給食の衛生管理等に関する調査研究
各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して研修を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する。
また、衛生管理に関する学識経験者による調査研究協力者会議を開催し、衛生管理の改善に向けた方策について検討を行う。

- 学校給食栄養報告の調査

学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食育推進基本計画の目標値に掲げられている学校給食における地場産物使用割合や国産食材の使用割合に関する調査を実施する。

目標とする
成果

各地域において有効な手法を確立し、
継続して実施

各地域の事業の成果を基に有効な取
組や手法を全国へ普及

食に関する正しい知識や望ましい
食習慣を身に付けた児童生徒の増加



12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進

(前年度予算額	2,498百万円)
令和2年度要求・要望額	2,773百万円

1. 要 旨

現下の少子化・人口減少社会を踏まえ、地域の実情に応じて、少子化に対応した活力ある学校教育を推進するため、学校統合を契機とした魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図る。

2. 内 容

(1) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等

28百万円(36百万円)

①中教審での審議を踏まえつつ、これからの小中学校の規模や配置、連携の在り方についての検討に資する調査研究を行うとともに、②市町村における統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するなどして、活力ある学校づくりを推進する。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金

2,669百万円(2,332百万円)

- ・へき地教育振興法に基づき、離島や中山間地域に所在する学校の教育の振興を図るため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。
- ・学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。

(3) 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

76百万円(130百万円)

高等学校におけるPDCAサイクル構築に向けた「学びの基礎診断」の活用に関する調査研究や、広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究、定時制・通信制課程において特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等の調査研究を行う。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善(統合校・小規模校への支援 +30人)
- ・学校施設整備(公立小中学校の統合校舎等の新增築事業、学校統合に伴う既存施設の改修事業等)

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等

令和2年度要求・要望額 28百万円
(前年度予算額) 36百万円)

趣旨

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団を確保することが重要である。

※小学校・中学校ともに、12学級～18学級を標準としている。(学校教育法施行規則第41条、第79条)

●ここ10年の推移を見ると、

①人口は1%しか減少していないにも関わらず、公立小中学校に通う児童生徒の数は約10%減少している。

【人口】

H20:127,692千人 ⇒ H30:126,466千人 (1.0%減)

【公立小学校に通う児童数】

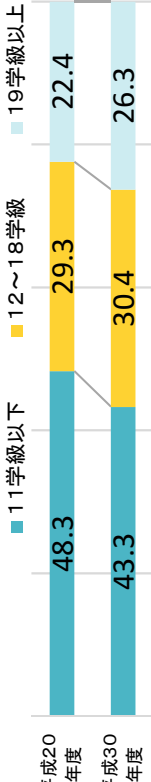
H20:6,999,006人 ⇒ H30:6,312,251人 (9.8%減)

【公立中学校に通う生徒数】

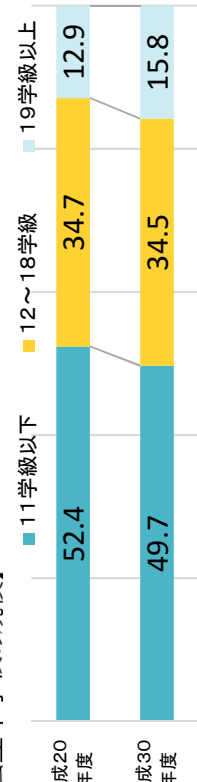
H20:3,302,207人 ⇒ H30:2,983,705人 (9.6%減)

②標準に満たない11学級以下の公立小中学校の割合は減少傾向にある。

【公立小学校の規模】



【公立中学校の規模】



●学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合は79%に止まっている。

●一市町村一小学校一中学校等という市町村が232団体 (13.3%)

ある。

中教審において、

- 児童生徒の減少による学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携や
- 小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方について議論

1. 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する調査研究

新規

中教審での審議を踏まえつつ、これからの小中学校の規模や配置、連携のあり方についての検討に資する調査研究を大学等に委託。

20,000千円

※委託件数 2件 (大学やシンクタンク)

※単年度事業

2. 統合や小規模校の教育環境充実に関する取組モデルの創出

継続

市町村における、「統合による魅力ある学校づくり」や「統合困難な地域における教育環境の充実」に関する取組モデルを創出し、取組モデルを全国に周知

※3年事業の3年目 (R2年度は最終年度)

8,000千円(200万×4カ所)

(参考) 学校規模の適正化・適正配置に取り組む市町村への国による支援

【学校統合による魅力ある学校づくり】 【小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化】

○ 施設整備への補助 ○ 小規模校への教員定数の加配

○ 教員定数の加配

○ スクールバス等の購入費補助

へき地児童生徒援助費等補助金

令和2年度概算要求・要望額 2,669百万円
(前年度予算額 2,332百万円)

I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

II 補助内容



(1) スクールバス等購入費 608百万円(602百万円)

へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,760百万円(1,449百万円)

ア 遠距離通学費

1,607百万円(1,297百万円)

- ・学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助
- ・2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群において、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

イ 寄宿舎居住費

34百万円(34百万円)

小・中学校及び義務教育学校に設置する寄宿舎に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舎居住に要する経費を免除する都道府県又は市町村の事業に対する補助

ウ 高度へき地修学旅行費

119百万円(118百万円)

高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校及び義務教育学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村に対する補助

(3) 保健管理費 46百万円(45百万円)

へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施を図るため、地方公共団体が健康診断等や学校環境衛生の維持改善等のための必要な検査を行うための医師、歯科医師及び薬剤師の派遣や心電図検診の実施を円滑に行うために必要な経費に対する補助

(4) 離島高校生修学支援事業 254百万円(236百万円)

ア 高校未設置離島

238百万円(236百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県又は市町村に対する補助

イ 大学入試改革に伴う支援

16百万円(新規)

離島高校生を対象に、大学入試英語成績提供システム参加試験の受験のために要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

III 補助率

1/2 (高度へき地修学旅行費で過去3ヵ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)

IV 補助事業者

都道府県・市町村





高等学校における教育の質の確保・多様性への対応に関する調査研究

高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保並びに多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

高等学校の魅力化と教育の質の確保に向けた調査研究

◆「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究
 「高校生のための学びの基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々であるため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。

◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究
 「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修履修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。

◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実
 高等学校が取り組み改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

- ◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施
- ◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施

多様性への対応に関する調査研究

◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究
 定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
 定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

(前年度予算額 2,586百万円)
令和2年度要求・要望額 2,890百万円

1. 要求要旨

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

2. 内 容

(1) 切れ目ない支援体制整備充実事業 2,142百万円 (1,796百万円)

- ・ 特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。

個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置 など

- ・ 医療的ケアのための看護師配置 1,800人⇒2,247人 等

(2) 学校における医療的ケア実施体制構築事業 32百万円 (59百万円)

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに、教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

- ・ 学校における医療的ケア実施体制構築 10箇所
- ・ 学校における医療的ケアに関する研修機会の提供 1団体

(3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

213百万円 (213百万円)

- ・ 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 (新規)

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。

8箇所

- ・ 特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト (新規)

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉が協働した教員研修の検討・実践等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査のあり方を検討するための協力者会議を設置。

(4) 学校と福祉機関の連携支援事業

10百万円 (10百万円)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

4箇所

(5) 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進

27百万円 (新 規)

・保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校（聴覚障害）における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。

7箇所

・難聴児の切れ目ない支援体制構築事業

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、担当者の専門性向上を通じた難聴児への支援体制構築を図る。

(6) 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

160百万円 (139百万円)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

22箇所

(7) 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

52百万円 (45百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

・特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等

25箇所

(8) 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

42百万円 (26百万円)

主に高等学校段階の入院生徒等に対し、個々の状況に応じた教育機会の確保や復学支援を行う体制の構築方法に関する調査研究を実施する。

8箇所

(9) 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進
プロジェクト 210百万円(210百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等について実践的な調査研究等を実施する。 6箇所

等

※上記のほか、特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費負担等」13,224百万円(12,164百万円)

[補助率1/2]

《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和2年度要求・要望額 2,890百万円
(前年度予算額 2,586百万円)

○切れ目ない支援体制整備充実事業 2,142百万円 (1,796百万円) **(拡充)**
[補助率1/3]

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制整備

自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。(①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発)

◆医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置 **(拡充)**
1,800人⇒2,247人 (+447人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 32百万円(59百万円)

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 213百万円 (213百万円)

◆経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 **(新規)**

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。

◆特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト **(新規)**

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】
発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉の関係者が協働した教員研修の検討・実践等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査の在り方を検討するための協力者会議を設置する。

○学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円(10百万円)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効果的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

(上記以外の施策・就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等 13,224百万円(12,164百万円) [補助率1/2]

○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,208百万円(1,083百万円)

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1/3等]

○難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 27百万円 **(新規)**

◆保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業
聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校(聴覚障害)における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。

◆難聴児の切れ目ない支援体制構築事業

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、担当者の専門性向上を通じて難聴児への支援体制構築を図る。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実 160百万円(139百万円) **(拡充)**

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 52百万円(45百万円) **(拡充)**

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業 42百万円(26百万円) **(拡充)**

主に高等学校段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 210百万円(210百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効果的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度要求・要望額 2,142百万円
(前年度予算額 1,796百万円)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進する必要がある。
特別の支援を要する子供に対して、就学・進級・進学・就労の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等が求められる。

【文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針】

自治体等における取組を促進するため、これらに必要な経費の一部を補助

国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう、自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】 (1,800人→2,247人)

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加している。

このことから、自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を特別支援学校のほか、幼稚園、小・中・高等学校等へ配置したり、校外学習や登下校時における送迎車両へ同乗させたりするために必要な経費の一部を補助する。

また、都道府県が指導的な立場となる看護師を配置するために要する経費についても補助対象とする。

② 外部専門家【拡充】 (348人→1,135人)

地域において特別支援教育の更なる推進を図るには、特別支援学校がその専門性を高めて地域の中核的な役割を担い、小・中学校等を積極的に支援していくことが求められる。

このことから、自治体等が、特別支援学校の専門性の向上を図るため、**ST(言語聴覚士)**、**OT(作業療法士)**、**PT(理学療法士)**や**手話通訳士などの外部人材を特別支援学校に配置**するために必要な経費の一部を補助する。

また、地理的な要因により特別支援学校からの支援を受けることが困難な小・中学校等に限り、ST等の外部専門家の配置・活用も可能とする。

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

令和2年度要求・要望額 167百万円
(前年度予算額 213百万円)

背景

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童生徒について、通級による指導や通常の学級における指導方法の工夫や配慮の提供による支援の充実が求められている。

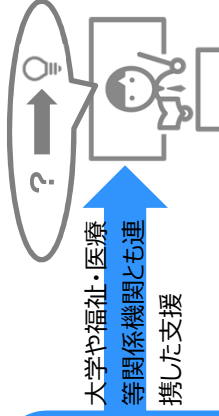
※発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法（H28施行）において、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮をすること、また、合理的配慮を提供することが求められている。

新規

1. 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業 88百万円

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するための体制構築等に関する研究 【教育委員会 8箇所】

- 研修体制の構築（育成指標への関連づけ、教員養成課程のある大学との連携）
- サポート体制の構築（相談窓口の設置・明確化、指導的立場の教員の養成、指導・助言の仕組みの構築）
- 実践に即した教員養成課程における教授法の検討 など

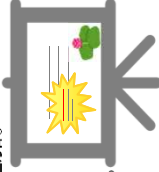


2. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 33百万円

学習上のつまづきなど特定の困難を示す児童生徒に対する支援として、通常の学級における教科指導方法等の研究及び、教員養成課程における教科指導の教授法の開発を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 7箇所】

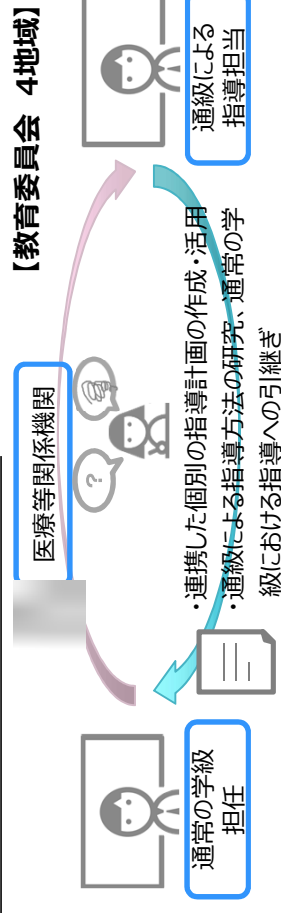
- (例) 【教科指導におけるつまづきポイント】 【指導方法の工夫】
- ・聞くこと、読むことが苦手。
 - ・言葉、文章の意味の理解が難しい。
 - ・集団の中での指示や注意が入りづらい。
 - ・文節ごとのスラッシュや挿絵を用いて視覚情報を追加。
 - ・注目する箇所を拡大、色分けする。
 - ・ペア学習を取り入れる。

教科教育スーパーバイザーによる指導・助言



3. 高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業 13百万円

高等学校における発達障害に係る通級による指導の充実を図るため、教育委員会における教員向けの研修体制を構築するとともに、指導方法及び通常の学級担任や関係機関との連携の在り方等について研究を行う。



4. 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 28百万円

学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。 【教育委員会、大学、学校法人 10箇所】

- 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究 など



高校入試における配慮の在り方
例) 読み書きに困難を抱える生徒について、時間を延長しての実施、問題文を読み上げる対応 など

特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト

令和2年度要求・要望額
国立特別支援教育総合研究所運営費交付金1,154百万円の内数（新規）

背景・説明

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特別支援教育に係る教員の専門性の向上が課題となっている。
また、障害のある児童生徒への支援にあっては、行政分野を超えた連携が不可欠である。（※H30.3「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」報告）

目的・目標

- 令和元年度に作成予定の「発達障害に係る教員等の専門性向上の研修プログラム」を参考として、地方自治体において教育と福祉が協働した教員研修（試行プラン）を検討・実践する。（※委託）
- 委託の成果を踏まえ、体系的な研修のモデルプランを提案する。
- 特別支援教育に係る教員の専門性向上に向けた検討

取組内容

国立特別支援教育総合研究所

- 教育と福祉が連携・協働した支援人材育成の体系的な研修モデル案の検討
 - 教育と福祉の関係者が協働する研修実践の在り方の検討
 - 地方自治体における研修の支援
 - 都道府県等の指導主事等を対象とした普及セミナーの実施

地方自治体（協力地域8箇所）

- 発達障害に係る教育と福祉が協働した教員研修（試行プラン）の検討・実践
 - 教育委員会
 - 福祉部局
 - 家庭
 - 支援/連携
 - 成果報告（試行プラン）のまとめ

協力・支援

連携・協働

支援/連携

- 教育と福祉が連携・協働した体系的な研修モデルプランの提案

有識者会議による検討

- 特別支援教育に係る教員の専門性向上に向けた検討

成果、事業を実施して、
期待される効果

教育と福祉が連携・協働した体系的な研修が実施されることにより、教員及び福祉支援の職員の専門性が向上し、児童生徒に対する支援の充実につながる。

保健、医療、福祉と連携した

聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

(新規)

令和2年度要求・要望額 19百万円

背景説明

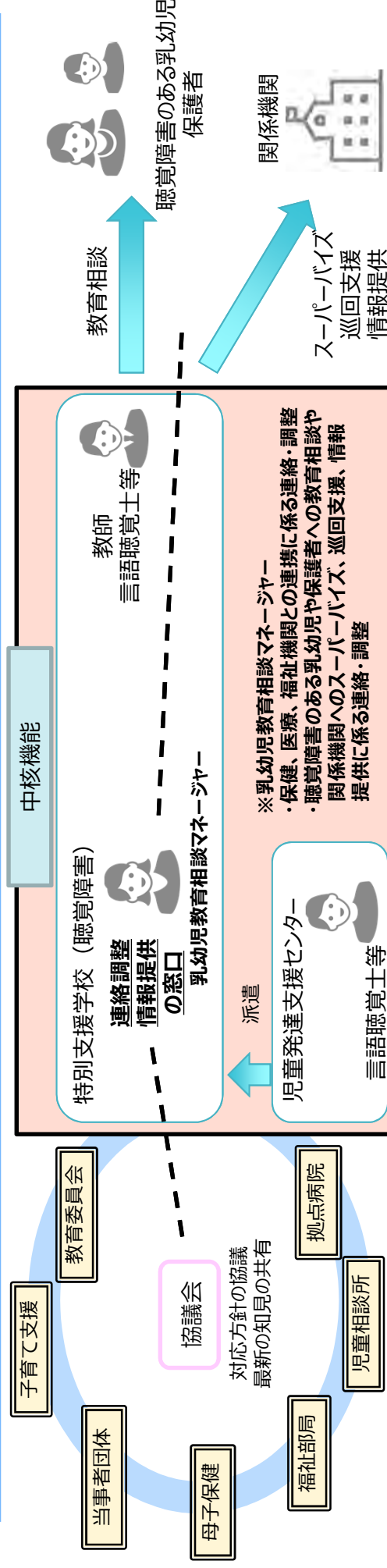
聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

○特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充（都道府県 7箇所）

- ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
- ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）

○乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



期待される効果

聴覚障害に係る教育相談の実践の蓄積、乳幼児教育相談マネージャーを活用した聴覚障害に係る教育相談の実施体制の構築を行うとともに、この成果を全国に普及させることにより、乳幼児期の聴覚障害に係る教育相談を充実させ、地域格差の縮小を図る。

難聴児の切れ目ない支援体制構築事業

令和2年度要求・要望額
国立特別支援教育総合研究所運営費交付金1,154百万円の内数（新規）

背景・目的

難聴の早期発見・早期教育（療育）開始が、その後の子どもの発達に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、特別支援学校（聴覚障害）（以下、「聾学校」）に設置された乳幼児教育相談が、各地域において効果的に機能するよう、保健・医療・福祉及び教育の連携促進や、乳幼児教育相談担当者の専門性向上を目的とした**全国研修会**を開催することにより、我が国における難聴児の乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援体制を構築する。

取組内容

研修パッケージの作成

研究所の研究成果を踏まえ、乳幼児教育相談が効果的に機能するための**研修パッケージ**を作成する。

- ①乳幼児教育相談担当者の役割 ②管理職の役割
- ③関係機関との連携 ④地域における支援体制の構築（キーパーソンの育成等）

関係者会議の開催

講師並びに各ブロックの早期教育の中核を担う運営協力者を交えて、本事業の意義や研修パッケージ内容や、本事業における研究協力者の役割等について協議し、共通理解を図る。

「難聴児の切れ目ない支援体制構築研修会」（全国研修会）の開催

全国の乳幼児教育相談担当教員、聾学校管理職のみならず、**保健・医療・福祉関係者等にも参加を呼びかけ**。

- ①事業趣旨説明及び研究成果報告 ②乳幼児教育相談担当者及び管理職の役割
- ③先進地域の取組例紹介 ③切れ目ない支援体制構築に向けて（地域別協議）

関係者会議の開催

全国研修会で得られた情報や地域の状況についての情報共有を行い、成果や課題を踏まえつつ研修パッケージの更新を行う。（次年度に向け、事業の改善充実を図る。）

成果、事業を実施して期待される効果

- ・研修会を実施していくことで、各聾学校における乳幼児教育相談の機能充実が図られる。
- ・研修パッケージを整理することにより、担当者の専門性向上や地域のネットワーク形成が促進される。

1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。

新学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実に伴う方向性が示されていることから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。

2 内容

新学習指導要領の実施にあわせ、我が国の実態や諸外国の状況の調査分析等を実施するとともに、児童生徒を対象とした先導的な授業の開発と実践を行う。

(1) 新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。令和2年度は、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

(2) 政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案や（3）政策課題対応型先導研究に活用する。
【課題例】

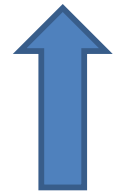
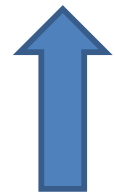
・聴覚障害児に対する外国語の指導法 ・盲聾児に対する特別支援教育 等

(3) 政策課題対応型先導研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、教育課程や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。

【課題例】

・農福連携 ・読書活動 ・特別支援学校小学部（知的障害）のプログラミング教育、外国語活動 等



学習指導要領や教育課程等

研究仮説、実施方法等を検討

実際の授業で実証・評価

研究成果を全国へ展開

14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額)	2,521百万円)
令和2年度要求・要望額	2,688百万円

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

1,950百万円(1,722百万円)

〔補助率1/3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000中学校区)
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置(500校)
- ・貧困対策のための重点配置(1,400校)
- ・虐待対策のための重点配置(1,000校)
- ・教育支援センターの機能強化(250箇所)
- ・スーパーバイザーの配置(67人) 等

(2) 高校生等の就職・就学支援等

○高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究【再掲】

76百万円(130百万円)

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人、民間企業等〕

高等学校におけるPDCAサイクル構築に向けた「学びの基礎診断」の活用に関する調査研究や、広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究、定時制・通信制課程において特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等の調査研究を行う。

(3) 要保護児童生徒援助費補助

662百万円 (669百万円)

〔補助率 1 / 2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施。「修学旅行費」や制服代・ランドセル代等の「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げなど、国庫補助の拡充を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害対応分）を実施

653百万円 (594百万円)

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

熊本地震などの大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消＋50人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

3,150百万円 (4,382百万円)

〔補助事業者：都道府県〕

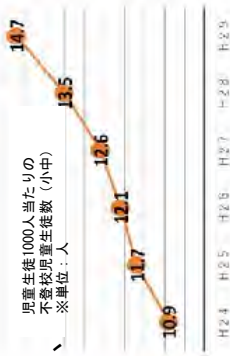
東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度要求・要望額7,013百万円
(前年度予算額 6,460百万円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から5年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。**
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。**



スクールカウンセラー等活用事業	
令和2年度要求・要望額：5,064百万円(前年度予算額：4,738百万円)	
補助率：1／3 補助対象：都道府県・政令市	
児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等） ⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）	
全公立小中学校に対する配置（27,500校）	
いじめ・不登校対策のための重点配置：500校 ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ※教育支援センター対応分については措置済み（250箇所）	新規・拡充事項 いじめ 不登校
虐待対策のための重点配置：1,000校 ※貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）	虐待 貧困
スーパーバイザーの配置：67人	質の向上

スクールソーシャルワーカー活用事業	
令和2年度要求・要望額：1,950百万円(前年度予算額：1,722百万円)	
補助率：1／3 補助対象：都道府県・政令市・中核市	
福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等） ⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）	
全中学校区に対する配置（10,000中学校区）	
いじめ・不登校対策のための重点配置：500校 ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む 教育支援センターの機能強化：250箇所	
虐待対策のための重点配置：1,000校 ※貧困対策のための重点配置については措置済み（1,400校）	
スーパーバイザーの配置：67人（←47人）	

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応に関する調査研究

高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保並びに多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

高等学校の魅力化と教育の質の確保に向けた調査研究

◆「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究
 「高校生のための学びの基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々であるため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。

◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究
 「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。

◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実
 高等学校が取り組み改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施

◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施

多様性への対応に関する調査研究

◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究
 定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
 定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

要保護児童生徒援助費補助金

令和2年度要求・要望額 662百万円
(前年度予算額 669百万円)

背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない**。」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされている。

目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する**。



事業内容

【要保護者への就学援助】

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目： 学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、医療費、学校給食費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

◆国庫補助率： 1/2（予算の範囲内）

◆令和2年度概算要求（案）：

・「**修学旅行費**」の**単価引き上げ**

小学校： 21,670円 → 24,680円（+3,010円） 中学校： 60,300円 → 62,810円（+2,510円）

・「**新入学児童生徒学用品費等**」の**単価引き上げ**

小学校： 50,600円 → 63,100円（+12,500円） 中学校： 57,400円 → 79,500円（+22,100円）



【準要保護者への就学援助】

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、期待される効果

子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

653百万円
594百万円

背景説明

○大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

○本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。

目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

○大規模災害（熊本地震，平成30年7月豪雨，北海道胆振東部地震）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**一部（2/3）を国庫で支援**する。

【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等



※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



【私立高等学校等】

(対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

※被災幼児就園支援事業については、令和元年10月以降、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな給付事業に統合。

成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和2年度要求額 3,150百万円 【東日本大震災
(前年度予算 4,382百万円) 復興特別会計】

背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して
都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。
- ＜現状＞
- 本事業の支援者数は、発災直後には約6万8千人（うち、被災3県は約5万4千人）であったが、被災地の復興に伴い、支援者数は減少。
- 2018（平成30）年度には発災直後の半数以下まで減少したが、いまだ約2万5千人（うち、被災3県は約2万3千人）が支援対象となっている。

【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

【私立学校】

（対象者） 震災により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【高等学校】

（対象者） 震災により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等】

（対象者） 震災により就学困難となった幼児児童生徒
（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、
学校給食費 等

【専修学校・各種学校】

（対象者） 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※被災幼児就園支援事業については、令和元年10月以降、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな給付事業に統合。



成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する 実証事業

(前年度予算額 995百万円)
令和2年度要求・要望額 1,226百万円

1. 要 旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

令和2年度においては、非課税世帯の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図りつつ、経済的に困窮した世帯に対する適切な支援額の検証を行う。

2. 内 容

【実施期間】

2017（平成29）～2021（令和3）年度の5年間

【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、
特別支援学校（小学部、中学部）

【支給額】

最大で10万円（年額）

※ 非課税世帯は最大で15万円（年額）

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

背景說明

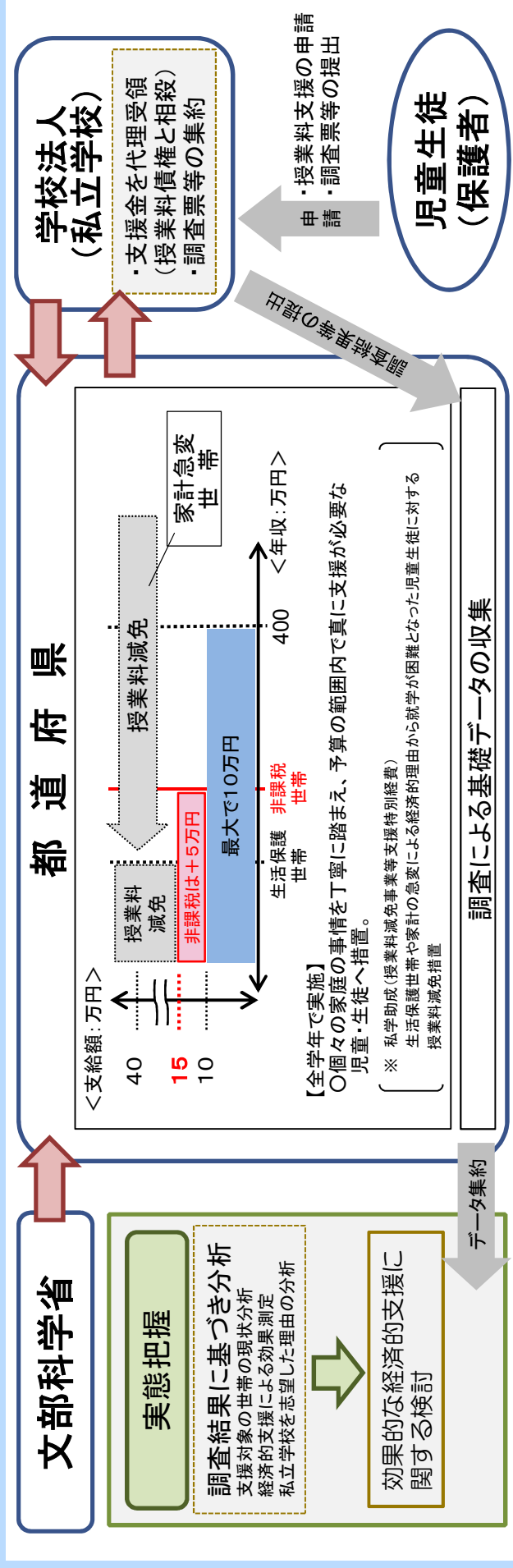
- 国及び地方公共団体は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。(教育基本法)
- 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- 私立小学校の授業料平均は約4 3 万円、私立中学校の授業料平均は約4 1 万円であり、家庭の経済的負担が大きい。
- (教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。)

目的・目標

- 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収４００万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

陈良

- ◆ 様々な事情から私立小中学校等に進学されているものの、経済的には厳しい世帯（年収約400万円未満）をいかに支援できるかという観点から、支援対象世帯の経済状況や私立小中学校等を選択した理由などを把握するための5年間の実証事業。【実施期間】2017年度～2021年度
- ◆ 令和2年度概算要求 非課税世帯に対する支給単価の増 +2億円



成果、事業を実施して期待される効果

16. 高校生等への修学支援等

(前年度予算額)	393,921百万円)
令和2年度要求・要望額	398,547百万円
※事項要求含む	

1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

また、高校中途退学の未然防止及び高校中退者に対する修学支援等による切れ目ない支援を推進する。

2. 内 容

(1) 私立高等学校授業料の実質無償化等※事項要求含む

373,309百万円 (371,027百万円)

① 私立高等学校授業料の実質無償化 (高等学校等就学支援金交付金)【事項要求】

370,894百万円 (370,894百万円)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)で示された方針等を踏まえ、私立高等学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒を対象として、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高等学校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げることにより、私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

(高等学校等就学支援金の概要)

- 対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- 年収約910万円未満の世帯の生徒等が対象(所得の判断基準は、地方税の所得割額の合算額から課税所得をベースとした基準に見直し。)

② 専攻科等の生徒への修学支援の創設

1,626百万円(新 規)

高等学校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒に対して、都道府県が以下の支援事業を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。

○授業料について高等学校等就学支援金に相当する額を支援

○授業料以外の教育費について高校生等奨学給付金により支援(※)

※高校生等奨学給付金の内数

③ 高校等で学び直す者に対する修学支援

789百万円(133百万円)

高等学校等を中退した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が継続

して就学支援金に相当する額を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
高等学校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒について、新たに支援の対象とする。

※上記のほか、高等学校等就学支援金事務費交付金等を措置

2,794百万円(2,503百万円)

(2) 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)〔補助率1/3〕

15,430百万円(13,931百万円)

【支給対象】

- 生活保護受給世帯、非課税世帯
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。
- 高等学校の専攻科・別科に通う生徒について、新たに支援の対象とする。

(対象学校種)

高等学校(専攻科、別科を含む)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程)等

【給付額】

非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

○非課税世帯【全日制等】(第1子単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 82,700円 → 109,300円(+26,600円)
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 98,500円 → 117,600円(+19,100円)

○非課税世帯【全日制等】(第2子以降単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

○非課税世帯【通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

(3) 高校中途退学の未然防止及び高校中退者に対する修学支援等による切れ目ない支援

7,803百万円(6,592百万円)

①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】

7,013百万円(6,460百万円)

②高校等で学び直す者に対する修学支援【再掲】

789百万円(133百万円)

私立高等学校授業料の実質無償化

令和2年度要求・要望額
(前年度予算額)

事項要求
370,894百万円)

背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

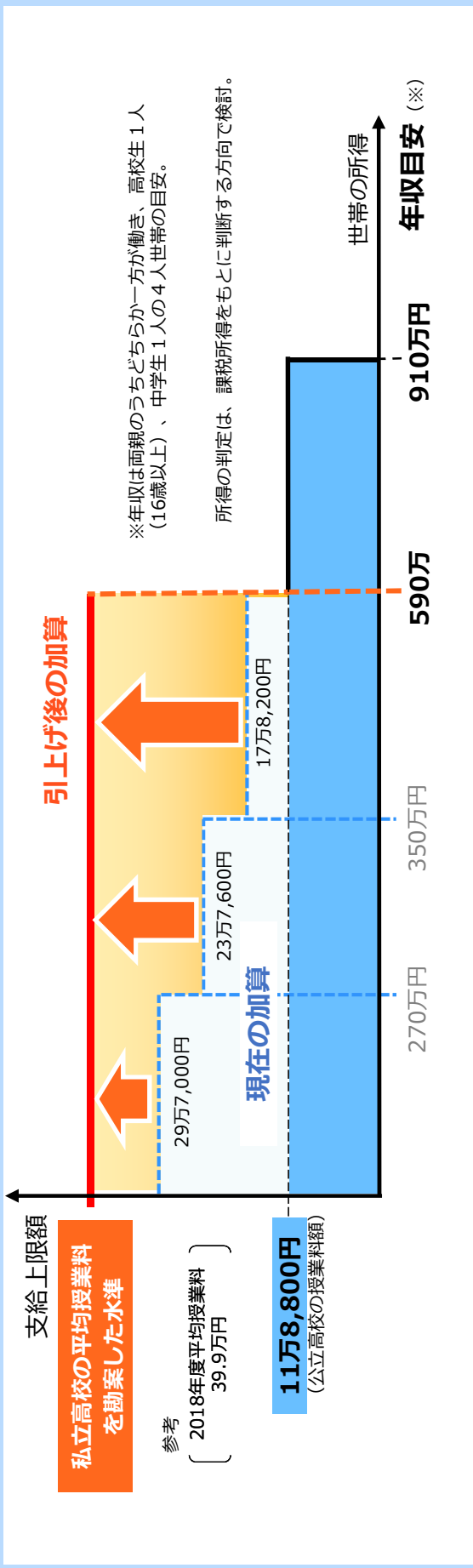


目的・目標

○ 高等学校等の授業料に充てるとともに高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げることにより、私立高校授業料の実質無償化を実現。
- ◆ 高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てると、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給（設置者が代理受領）。
 - < 対象となる学校種 >
 - 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科・別科の生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

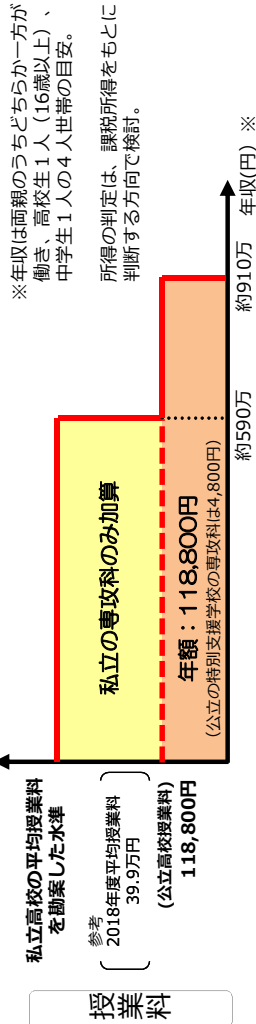
事業内容

◆ 高等学校及び特別支援学校の専攻科又は別科に通う生徒に対して、都道府県が以下の支援事業を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。

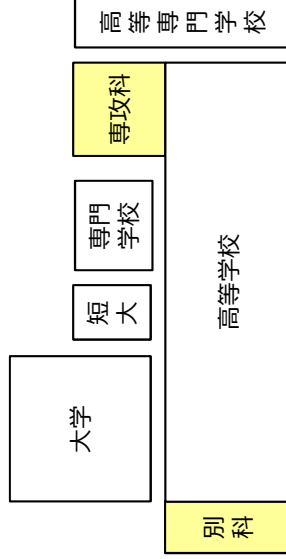
①授業料について高等学校等就学支援金に相当する額を支援

②授業料以外の教育費について高校生等奨学給付金により支援（高校生等奨学給付金において別途要求。）

【①授業料に対する支援】対象：高等学校、特別支援学校



＜各教育機関の位置づけ＞



(専攻科)
高校及び特別支援学校高等部の本科の教育内容を基礎に、資格取得のための教育等を実施。

(別科)
高校入学資格者を対象に技能教育（理容・美容）を実施。

【②授業料以外の教育費に対する支援】対象：高等学校のみ

世帯区分	給付額（年額）
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	公立 32,300円 私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	公立 109,300円 私立 117,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	公立 129,700円 私立 138,000円
非課税世帯 通信制	公立 36,500円 私立 38,100円

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和2年度要求・要望額 789百万円
(前年度予算額 133百万円)

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

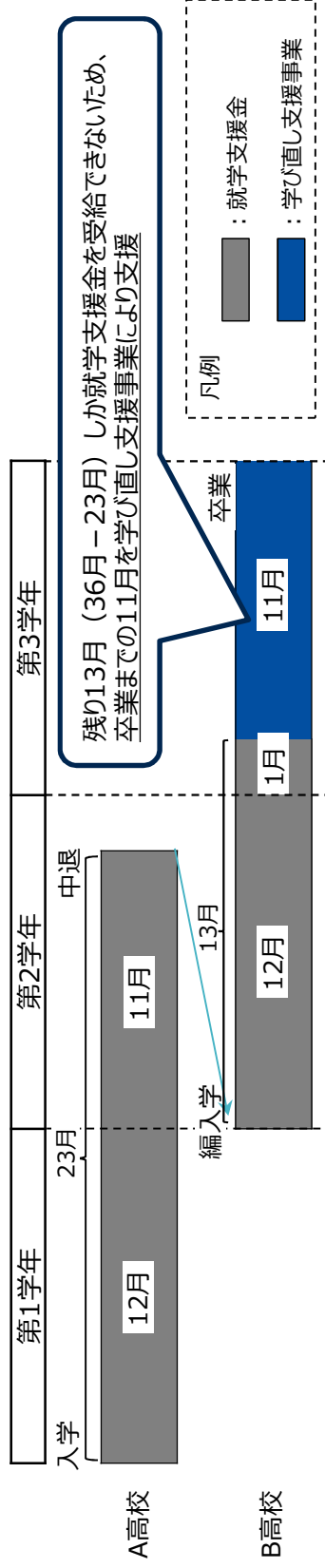
事業内容

- ◆ 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金に相当する額（118,800円）を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助（補助率：10/10）。
- ◆ 年収約910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給。対象となる高等学校等の範囲は、就学支援金制度の対象と同様。
- ◆ 令和2年度概算要求
 - ・私立高等学校授業料の実質無償化に伴う見直し
 - 私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げることにより、私立高校授業料の実質無償化を実現することとしており、高校等で学び直す者についても、同様の見直しを行う。
 - ・専攻科・別科に通う生徒への支援（新規）

（参考） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。」

<例：A高校を1年と11月で中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和2年度要求・要望額 15,430百万円
(前年度予算額 13,931百万円)

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

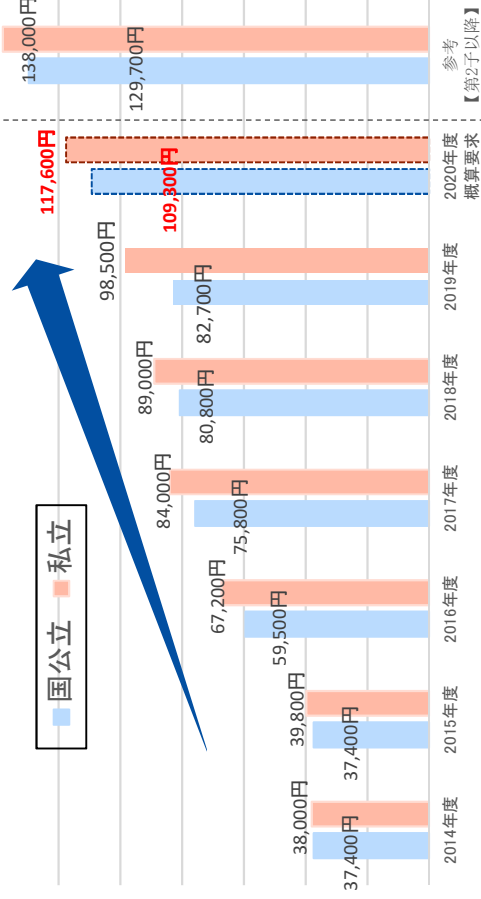
事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1 / 3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大い 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ **令和2年度概算要求**
・ **非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（教科外活動費の増 国公立：+26,600円 私立：+19,100円）**
・ **専攻科・別科に通う生徒への支援（新規）**

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	82,700円 ↓(+26,600円) 109,300円	98,500円 ↓(+19,100円) 117,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円	138,000円
非課税世帯 通信制	36,500円	38,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

「第1子」の給付額の推移



成果、事業を実施して期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

17. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	44,791百万円)
令和2年度要求・要望額	46,735百万円

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

令和2年度義務教育教科書購入費は、令和2年度から小学校において実施される新学習指導要領に対応した教科書のページ数増加等を反映し、必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約467億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度(要求)
予算額	411億円	416億円	432億円	448億円	467億円
定価改定率	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%	+4.6%(小) +0.8%(中)※

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上。

(2) 令和2年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース)

- ・ 小学校用教科書 4,083円 (教科書一冊あたり335円)
- ・ 中学校用教科書 5,430円 (教科書一冊あたり514円)

義務教育教科書の無償給与

令和2年度要求・要望額 467億円
(前年度予算額 448億円)

～ 理念 ～

○憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

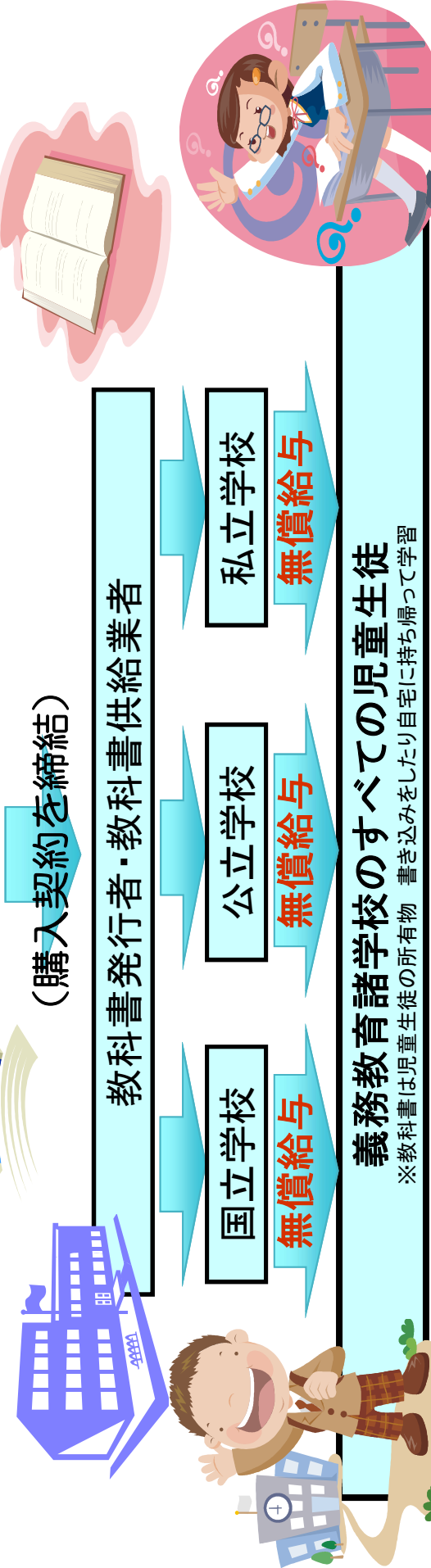
○次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施

○教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、
国民の間に深く定着

国(文部科学省)

諸外国においても多くの国で教科書の
無償制度を実施



	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度(要求)
予算額	411億円	416億円	432億円	448億円	467億円
定価改定率	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%	+4.6%(小) +0.8%(中) (※)

新学習指導要領(小学校)に対応した教科書のページ数の増加等を反映するために必要な経費を新たに計上
※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上

(参考) 令和2年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(要求ベース) ・小学校用 4,083円 ・中学校用 5,430円

令和2年度東日本大震災復興特別会計概算要求

【初等中等教育局関係分】

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 38億円（42億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 22億円（24億円）

- ・被災児童生徒の心のケアや教職員・保護者等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（800人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 16億円（18億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（711人）

就学支援 32億円（44億円）

○被災地スクールバス等購入経費 0.6億円（0.3億円）

- ・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入の補助

○被災児童生徒就学支援等事業 31億円（44億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 5億円（5億円）

○福島県教育復興推進事業 0.8億円（0.8億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成 3億円（3億円）に関する事業

- ・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援

○放射線副読本の普及 0.7億円（0.6億円）

- ・学校における放射線に関する教育の支援として放射線副読本を普及